

協定-1 消防防災業務相互応援協定書

(通則)

第1条 この協定は、消防組織法第21条、水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、鳥羽市、磯部町、阿児町、浜島町、大王町、志摩町相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は火災または非常災害に際して、関係6市町相互間の消防防災施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

(応援隊)

第3条 この協定により相互応援する市町の応援隊は、つぎのとおりとする。

鳥羽市	磯部町	阿児町	南勢町
浜島町	大王町	志摩町	

(相互応援の区分)

第4条 相互応援隊は、これをわけてつぎの2種類とする。

甲～普通応援隊……普通応援隊とは市町長が隣接市町の火災その他の災害の発生を認知し、応援の出動を認め出動するものとする。

乙～特別応援隊……特別応援隊とは火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地市町長の要請に基づき市町長の命令により出動するものとする。

第5条 甲（普通応援）……応援隊は1隊以上とし、乙（特別応援）……応援隊の規模は、災害の状況により応援市町長が決定する。

(現場活動)

第6条 出動応援隊はすべて現場にある被応援市町最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

(現場における連絡)

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引揚時ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

(費用の分担)

第8条 応援に要した費用の負担は、つぎに掲げる方法による。

(1) 機械器具の破損修理費、隊員のじゅん職または負傷に伴う費用、機関燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理、一般人の死傷に伴う費用などは応援市町の負担とする。ただし燃料の補給を要するときは、その超過分については被応援市町の負担とする。

(2) 食糧費は、作業が長時間にわたり食糧を必要とするときは原則として被応援市町の負担とする。

(3) 前各号のほか費用の負担について必要があるときは、当事者間においてその都度協議の上決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に規定されていない事項については、当事者間で協議して決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は昭和45年12月20日から施行する。
 - 2 この協定中に定める非常災害とは大火、大水、地震、台風、山くずれ、地すべり等をいう。
 - 3 応援要請は原則として市町長またはその代理者による電話、その他の方法によって行なう。
 - 4 応援は、応援要請によって応援隊が詰所を出発したときから、応援業務を終了して詰所へ帰着するまでの間を総称する。
 - 5 この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。
- 以上のように協定します。

昭和45年12月20日

鳥 羽 市 長	谷 本 莊 司
志摩郡磯部町長	北 山 三千夫
志摩郡阿児町長	大 矢 善一郎
志摩郡浜島町長	谷 水 成 一
志摩郡大王町長	田 中 武
志摩郡志摩町長	浜 野 佐太雄

協定-2 消防防災業務相互応援協定書

(通 則)

第1条 この協定は、消防組織法第21条水防法第16条および災害対策基本法第67条に基づき、鳥羽市、志摩広域消防組合相互間の消防防災業務応援協定を定めるものとする。

(目 的)

第2条 この協定は、火災または非常災害に際して、鳥羽市、志摩広域消防組合相互間の消防防災施設および人員を活用し、災害地における住民の生命、財産等の被害を最小限度に軽減し、治安の維持にあたることを目的とする。

(応援隊)

第3条 この協定により相互応援する応援隊は、つぎのとおりとする。

鳥 羽 市 志摩広域消防組合

(相互応援の区分)

第4条 相互応援隊は、これをわけてつぎの2種類とする。

甲～普通応援隊・・・普通応援隊とは、市長、組合管理者が隣接市町の火災その他の災害の発生を認知し、応援の出動を認め出動するものとする。

乙～特別応援隊・・・特別応援隊とは、火災その他の災害が発生し、応援を特に必要とする場合、被災地市長、組合管理者の要請に基づき市長、組合管理者の部署により出動するものとする。

協定書

第5条 甲（普通応援）・・・応援隊は、1隊以上とし、乙（特別応援）・・・応援隊の規模は、災害の状況により応援市長、組合管理者が決定する。

（現場活動）

第6条 出動応援隊はすべて現場にある被応援市、組合最高指揮者の指揮下にはいるものとする。

（現場における連絡）

第7条 出動応援隊の長は、現場到着または引場時ならびに活動の状況を現場最高指揮者に連絡しなければならない。

（費用の分担）

第8条 応援に要した費用の負担は、つぎに掲げる方法による。

- 1 機械器具の破損修理費、隊員のしゅん墓または負傷に伴う費用、機関燃料代、隊員の手当、被服ならびに事故による建物、その他の修理、一般人の死傷に伴う費用などは応援市、組合の負担とする。

ただし、燃料の補給を要するときは、その超過分については、応援市、組合の負担とする。

- 2 食糧費は、作業が長時間にわたり食糧を必要とするときは、原則として被応援市、組合の負担とする。

- 3 前各号のほか、費用の負担について必要があるときは、当時客間においてその都度協議の上決定するものとする。

（その他）

第9条 この協定に規定されていない事項については、当時客間で協議して決定するものとする。

別
表

附 則

- 1 この協定は昭和48年 9 月 4 日から施行する。
- 2 この協定中に定める非常災害とは大火、^{大水}地震、台風、山くずれ、地すべり等をいう。
- 3 応援要請は原則として市長、組合管理者またはその代理者による電話、その他の方法によつて行なう。
- 4 応援は、応援要請によつて応援隊が署を出発したときから応援業務を終了して署へ帰着するまでの間を総称する。
- 5 この協定第8条第1号に定める一般人の死傷に伴う費用とは、自動車損害賠償責任保険の保険金受領額を超過した不足額をいう。

以上のように協定します。

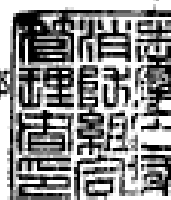
昭和48年 9 月 4 日

鳥 羽 市 長 谷 本 洋 司



志摩広域消防組合
管 理 者

大 矢 善 一 郎



協定-3 三重県防災ヘリコプターに関する支援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第30条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、三重県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の支援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が防災ヘリの支援を求めることができる区域は、当該市町等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定における災害とは、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(支援要請)

第4条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次の各号いずれかに該当し、防災ヘリの活動が必要と判断した場合に三重県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 発災市町等の消防力のみでは、災害の防ぎよ又は災害情報の収集が著しく困難と認められる場合
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、緊急性があり、防災ヘリによる活動が適切と認められる場合
- 2 前項に規定する支援要請は、「三重県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「三重県防災ヘリコプター緊急運航要領」によるものとする。

(支援要請方法の特例)

第5条 知事は、前条第1項の規定による発災市町等の長から支援要請がない場合でも、能動的に収集した被災状況から防災ヘリの支援が必要と認めるときは、当該発災市町等に防災航空隊を派遣するものとする。この場合において、知事は、この旨を速やかに当該発災市町等の長に通知するものとする。

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、第4条第1項の規定により支援要請があったときは、当該発災市町等における気象状況等、防災ヘリの運航に必要な条件を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条第1項の規定による支援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(他県等への応援要請)

第7条 知事は、災害の規模等により他県等知事等との間で別途締結している協定に基づき、他県等が保有する防災ヘリコプターの応援による支援を実施できる場合には、その旨を速やかに発災市町等の長に通報し、当該発災市町等の長の要請がある場合は、他県等知事等に対して応援を要請するものとする。

(防災航空隊の活動)

第8条 第6条第1項及び前条の規定により支援する場合における防災航空隊の活動は、支援を求めた市町等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく支援に要する防災ヘリの運航経費は、三重県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、三重県と市町等が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、令和3年4月1日から適用する。

平成25年3月1日に締結した「三重県防災ヘリコプター支援協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書33通を作成し、知事と市町等の長は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

三重県

三重県知事 鈴木英敬

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松則子

津市

津市長 前葉泰幸

名張市

名張市長 亀井利克

四日市市

四日市市長 森智広

尾鷲市

尾鷲市長 加藤千速

伊勢市

伊勢市長 鈴木健一

亀山市

亀山市長 櫻井義之

松阪市

松阪市長 竹上真人

鳥羽市

鳥羽市長 中村欣一郎

桑名市

桑名市長 伊藤徳宇

熊野市

熊野市長 河上敢二

(※以下、いなべ市・志摩市・伊賀市の各市長並び、14町長・3消防組合長が締結)

協定-4 地震等災害時の相互応援に関する協定

国際特別都市建設連盟に加盟する市町間において、地震等による災害時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、国際特別都市建設連盟に加盟する都市（以下「加盟都市」という。）相互の友好の精神に基づき、地震若しくはその他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、加盟都市間の相互応援に関する基本的な事項について定めるものとする。

(連絡窓口)

第2条 災害時における相互応援を確実かつ円滑に行うため、国際特別都市建設連盟規約第12条第1項に規定する事務局（以下「連盟事務局」という。）は、毎年1回、加盟都市の防災担当部署の連絡責任者、連絡先等を定めた名簿を作成し、加盟都市に配付する。

2 加盟都市の防災担当部署は、地域防災計画その他参考資料を相互に交換する等、日頃の情報交換に努めるものとする。

(応援体制)

第3条 加盟都市を次の表に定めるブロックに分ける。

ブロック名	構成市町
西日本ブロック	別府市，松江市，松山市
近畿ブロック	奈良市，芦屋市，鳥羽市
東日本ブロック	伊東市，熱海市，軽井沢町，日光市

2 ブロックに幹事都市及び副幹事都市を置き、ブロック構成都市の中から互選により定める。ただし、連盟事務局所在都市は、幹事都市を兼ねることはできないものとする。

3 加盟都市が災害等により被災した場合は、次に定めるところにより、応援の要請を行うものとする。

(1) 連盟事務局所在都市

(2) 連盟事務局所在都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの幹事都市

(3) 連盟事務局所在都市及び被災市町が属するブロックの幹事都市が被災した場合は、被災市町が属するブロックの副幹事都市

- (4) 前3号の都市のいずれも被災した場合は、他のブロックの幹事都市
- 4 前項の規定により応援の要請を受けた連盟事務局所在都市又は幹事都市若しくは副幹事都市（以下「災害時事務局」という。）は、速やかに各ブロックの幹事都市と応援体制について協議をする。

（相互応援の内容）

第4条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供並びにあつせん
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設等の提供及びあつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の要請等）

第5条 応援の要請は、応援を必要とする加盟都市が次の事項を明らかにし、口頭で応援を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第4号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援を必要とする場所
 - (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の応援の要請の有無にかかわらず、加盟都市において大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、他の加盟都市は自主的な状況の判断に基づき応援を開始することができるものとする。
- 3 前項の規定により応援を開始した加盟都市は、速やかに災害時事務局に報告するものとし、災害時事務局はその後の支援体制を各ブロックの幹事都市と協議するものとする。

（指揮）

第6条 第4条第4号の規定により派遣された職員は、応援要請市町長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、法令その他特別に定めのある場合を除き、原則として応援を受けた加盟都市の負担とする。ただし、応援を実施した加盟都市が費用負担を行うこととした場合においては、この限りでない。

(交流)

第8条 加盟都市は、この協定を実効性のあるものとするため、平常時から地域間交流に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、加盟都市が協議してこれを定めるものとする。

2 この協定書の内容に疑義が生じた場合も前項と同様とする。

附 則（平成9年8月24日締結）

この協定は、平成9年8月24日から実施する。

附 則（平成24年6月5日締結）

この協定は、平成24年6月5日から実施する。

附 則（平成29年10月19日締結）

この協定は、平成29年10月19日から実施する。

附 則（令和4年11月14日締結）

この協定は、令和4年11月14日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各市町長記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月14日

別府市長

長野恭弘

伊東市長

小野達也

熱海市長

齊藤 晃

奈良市長

仲川 哲人

松江市長

上 原 昭 仁

芦屋市長

伊藤 舞

松山市長

野 志 克 仁

軽井沢町長

藤 巻 進

日光市長

杉 山 昭 一

鳥羽市長

中 村 欣 一 郎

協定-5 三重県水道災害広域応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、洪水、事故等の水道災害時において、三重県内の全市町村及び水道用水供給事業者（以下「市町村等」という。）が行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 第7条の連絡体制を円滑にし、本協定の活用を促進させるため県内を北勢、中勢、南勢志摩、東紀州及び伊賀の5ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックは、それぞれ地域に応じた対策を織り込んだ相互応援体制を確立するものとする。

(広域応援体制)

第3条 震度5弱以上の地震等（以下「大災害」という。）の災害発生時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための広域応援体制として、三重県水道災害対策本部（以下「本部」という。）、三重県水道災害現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

- 2 前項の広域応援組織は、別図のとおりとする。
- 3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。

(本部)

第4条 本部は、三重県水道災害広域応援対策推進委員会（以下「委員会」という。）の構成員が、指名する者をもって構成する。

- 2 本部長には三重県環境安全部長を、副本部長には三重県企業庁長をもって充てる。
- 3 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、本部及び市町村水道部局等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

- 2 現地連絡本部長は、本部長が指名する。
- 3 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。

(本部等の設置)

第6条 三重県域に大災害が発生した場合には、本部は、自動的に設置され、現地連絡本部は、本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 2 前項の場合のほか、本部は三重県環境安全部長が必要と認めた場合に設置するものとする。
- 3 本部は、環境安全部に、現地連絡本部は適宜必要な場所に設置するものとする。

(連絡体制)

第7条 災害が発生した場合の連絡体制は、別途定める実施要領により、地震、洪水及び事故等ごとに取り決めるものとする。

(応援)

第8条 応援は、原則として次の各項により行うものとする。

- 2 ブロックの代表市町村（以下「代表者」という。）は、被災市町村等から応援依頼を受け、必要と認めたとき、本部へ応援を要請する。
- 3 本部は、代表者からの要請に基づいて応援の調整を行った後、他の代表者を通じ、市町村等に応援要請を行う。
- 4 現地連絡本部が設置されたときは、第2項及び第3項で規定する応援要請については、現地連絡本部が代表者に代わってこれを行う。
- 5 応援要請を受けた市町村等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(要請方法)

第9条 被災市町村等が、代表者に応援を要請しようとするとき並びに全条第2項、第3項及び第4項の規定により応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記第1号様式）により行うものとする。

- 2 被災市町村等の判断により市町村等間の応援要請を行った場合は、本部又は委員会へ応援要請書（別記第1号様式）により事後報告するものとする。
- 3 代表者等は、応援要請後速やかに応援要請書を取りまとめたうえ、本部又は委員会へ報告するものとする。

(応援の内容)

第10条 応援活動は原則として、被災市町村等の応急給水及び復旧計画に基づき、その指示に従って作業に従事するものとする。

- 2 応援活動の主な内容は次のとおりとする。
 - (1) 応急給水作業
 - (2) 応急復旧作業
 - (3) 応急給水及び復旧用資機材の供出
 - (4) 前3号に掲げるもののほか特に要請のあった事項
- 3 原則として、前項第1号及び第2号の作業期間は、7日以内とし、継続する場合は被災市町村等、応援市町村等及び本部の協議による。

(応援物資等の調査)

第11条 市町村等は、応援活動を円滑に実施するため保有する物資等を調査し、その結果を応援物資等調査表（別記第2及び第3号様式）により、毎年4月末日までに委員会に提出するものとする。

- 2 委員会は、前項の調査表を取りまとめ、市町村等に送付するものとする。

(応援体制)

第12条 応援市町村等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、災害の状況に応じて給水用具、作業工具、食糧、衣類、資金等を携帯するものとする。

- 2 応援職員は、応援市町村等名を表示する腕章等を着用するものとする。

(受援体制)

第13条 受援市町村等は、原則として災害の状況に応じ、応援職員の宿舎の斡旋その他の必要な便宜を供与するものとする。

- 2 受援市町村等は、原則として資機材等の応援を受ける場合は、倉庫、保管場所等を確保し、これらを管理

するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要する経費は、法令等に別段定めのあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧、応急給水及び復旧用資機材等に要する費用は、原則として受援市町村等が負担する。
 - (2) 応援市町村等の職員を派遣するのに要する経費は、応援市町村等が負担する。
 - (3) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援市町村等の負担とする。
 - (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては受援市町村等が、受援市町村等への往復途中に生じたものについては、応援市町村等が負うものとする。
- 2 前項各号の定めにより難いときは、関係市町村等が協議して定めるものとする。

(協議)

第15条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(実施期日)

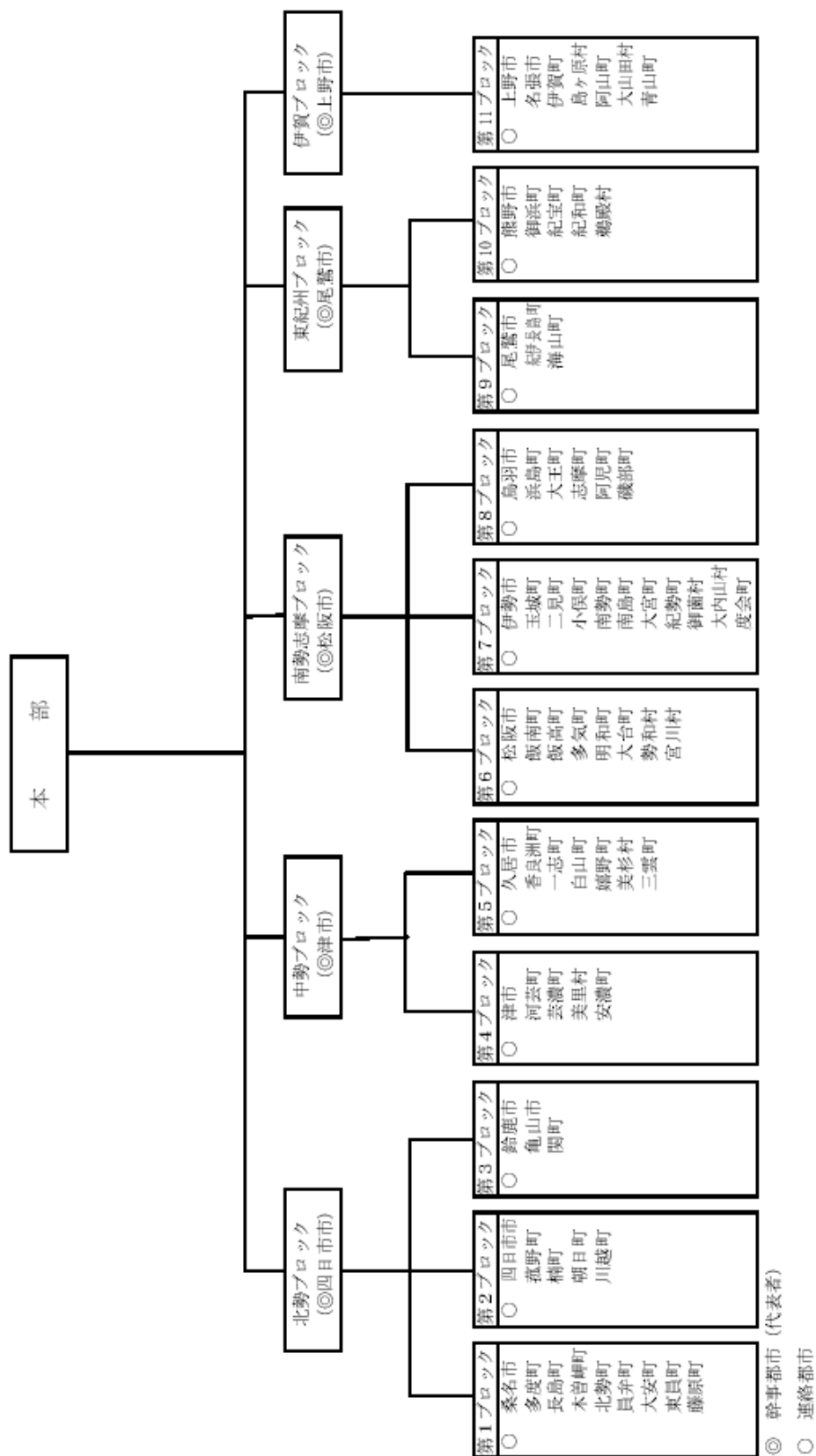
第16条 この協定は、平成9年10月21日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書70通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年10月21日

三	重	県	知	事	北	川	正	恭
桑	名		市	長	水	谷	宗	元
多	度		町	長	伊	藤	仙	隆
長	島		町	長	伊	村	昭	七
木	曾	柳	町	長	古	藤	嘉	登
北	勢		町	長	加	田	仁	夫
員	弁		町	長	太	沖	正	明
大	安		町	長	日	藤	哲	靖
東	員		町	長	伊	藤	忠	實
藤	原		町	長	伊	上	六	俊
四	日	市	市	長	井	部	誠	夫
菰	野	町		長	服	木	信	行
楠	日	町		長	堀	達	亮	剛
朝	越	町		長	安	田	孝	郎
川	鹿	市		長	山	加	康	博
鈴	山	市		長	田	清	雅	榮
亀		市		長	加	近	義	太
関	町			長	田	米	宏	哉
津	市			長	清	横	智	雄
河	芸	町		長	新	坂	宏	夫
芸	濃	村		長			英	
美	里	町						
安	濃	町						

三重県水道災害広域応援組織図



(別記第1号様式)

年 月 日

様

(市町村等名)

『三重県水道災害広域応援協定』に係る応援要請について
このことについて、下記により応援を（要請・報告）いたします。

記

1 応援要請内容

応援要請した市町村等名 (事後報告のみ記載する)			
被災状況	断水戸数 戸	給水人口 人	その他
応援内容	応援給水 給水車 (t車 台、 t車 台)		
	ポリ容器等 ()		
	応援職員 ()		
	応援復旧 資機材 ()		
	応援職員 (監督員 人、配管工 人)		
	工事業者 (班 人)		
応援期間	日間 (月 日～ 月 日)		
応援場所(集合場所)			
その他要望及び注意事項 応急給水用水の確保(可能、不可) 食糧、宿舎の確保等 ()			

- 2 連絡先 ()
- 3 連絡方法 ()
- 4 応援ルートの指定(案内図を添付すること)

(別記第2号様式)

応援物資等調査表

1 職員の現況

事項 市町村等名	職員数	左の内の職種別職員数								工事事業者		備考
		事務職員	技術職員				配管技術員	自動車運転手	その他	業者数	技術職員	
			設計監督	浄水場運転等	水質	その他						

2 応急給水用具

区分 市町村等名	給水（タンク）車				給水タンク								ドラム カン	ポリ容器			ポリリ 袋				備考
	トン 1.8	トン 2.0	トン 4.0	トン 8.0	トン 0.3	トン 0.5	トン 1.0	トン 1.5	トン 1.8	トン 2.0	トン 3.0	トン 200	トン 10	トン 18	トン 20	トン 1	トン 2	トン 3	トン 10		

応 援 物 資 等 調 査 表

市町村等名

[illegible]

記入する品目としては、直管類、曲管類、バルブ類、継輪、その他必要な管材とし、付属品は除くものとする。

協定-6 三重県内消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、三重県内の市町及び消防組合（以下「市町等」という。）が相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、三重県全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害とは、次の各号に定める災害とする。

- (1) 大規模又は特殊な災害及び事故等により被害が発生した市町等の消防力では災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 市町等の境界付近において、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、被害の拡大防止等を図るため隣接する市町等の応援の必要がある災害

(応援隊の編成)

第4条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関により構成される消防隊、救助隊、救急隊、その他必要な部隊（以下、「応援隊」という。）によるものとする。ただし、消防団の応援については、地域実情に応じて行い、その出動については市町の長、消防長又は消防署長の命令によりものとし、この協定の経費負担に関する事項のみ適用するものとする。

(応援要請)

第5条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、第3条第1号の災害が発生した場合、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に知事を通じて応援要請を行うことができる。

- 2 知事は、前項に規定する要請があった場合、受援側の長、応援側の長及び代表消防機関の長に対し必要な指導及び連絡調整を行うものとする。
- 3 受援側の長は、第3条第2号の災害が発生した場合、隣接する市町等の長に応援要請を行うことができる。この場合において、隣接市町等の長（以下「隣接応援側の長」という。）がその災害等の発生を覚知し、応援隊を派遣した時は、これを要請に基づく応援とみなす。

(いとまなき場合の応援)

第6条 応援側の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援隊を出動させることができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

2 知事又は代表消防機関の長は、第3条第1号の災害が発生した場合において、当該災害の規模に照らし緊急を要し、前条第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、応援側の長に応援隊の出動を要請することができる。この場合、受援側の長から応援の要請があったものとみなす。

(応援要請方法等)

第7条 応援要請方法等、この協定の実施に必要な事項は、三重県消防広域応援基本計画に基づくものとする。

2 前項の計画に定めのない場合は、必要に応じて協定市町等の消防長が協議して定めるものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援側の長は、第5条第1項、第3項又は第6条第2項の規定により応援要請を受けたとき、応援側の市町等の消防力に支障が生ずる等の特別の理由がない場合のほかは応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、第5条第1項又は第6条第2項の要請を受け応援隊を派遣する場合、知事及び代表消防機関の長に対し、出動部隊、隊員の氏名、無線の呼び出し名称等必要な事項について報告するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、受援側の長又はその委任を受けた者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接行うことができるものとする。

2 応援隊の長は、前項の規定により指揮を受け活動した場合、その結果について適宜、受援側の長又はその委任を受けた者に報告するものとする。

(経費負担)

第10条 この規定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号によるものとする。

(1) 受援側の長が負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費、食料費

イ 当該応援のために特別に必要となった修理費

ウ 賞じゅつ金等（当該対象となるものが属する市町等の条例に基づき算出した額とする。）

エ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市町等に対して当該損害を対象とした保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額とする。）

ただし、応援側の市町等の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は応援側の市町等の負担とする。

オ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等資材費

（２）応援側の長又は隣接応援側の長が負担する経費

ア 旅費、出動手当

イ 公務災害補償に要する経費

ウ 被災地への移動中及び被災地からの帰還中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費

（事務局）

第 11 条 この協定の円滑な実施を図るため、本協定に関する事務局を三重県に置くものとする。

（疑義）

第 12 条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

2 前項の協議において、必要なときは県において調整を図ることができるものとする。

（他の協定との関係）

第 13 条 この協定を締結した市町等が、当該市町等の間で締結しているこの協定以外の協定とこの協定が競合する場合には、この協定を優先させるものとする。

（代表消防機関）

第 14 条 この協定に規定する代表消防機関は、四日市市消防本部とする。

2 代表消防機関が、その任務を遂行できない場合には、津市消防本部又は知事が指名した消防本部が代行消防機関としてその任務を遂行するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成19年3月1日から施行する。
- 2 この協定の締結に伴い、平成10年7月1日に締結した「三重県内消防相互応援協定」は廃止する。
- 3 この協定の成立を証するため協定書35通を作成し、県及び協定市町等において各1通を保管する。

平成19年3月1日

三重県

三重県知事 野呂昭彦



鈴鹿市

鈴鹿市長

川岸光男



津市

津市長

松田直久



名張市

名張市長

亀井利幸



四日市市

四日市市長 井上哲夫



尾鷲市

尾鷲市長

伊藤允久



伊勢市

伊勢市長

森下隆生



亀山市

亀山市長

田中亮太



松阪市

松阪市長

下村 登



鳥羽市

鳥羽市長

木田久主



桑名市

桑名市長

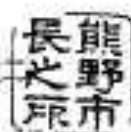
水谷



熊野市

熊野市長

河上敬二



協定-7 災害発生時における鳥羽市と鳥羽市内郵便局の協力に関する協定

三重県鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽市内郵便局（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

災害支援協力に関する覚書（平成10年12月25日締結）は廃止する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、鳥羽市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

（2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（3）郵便局ネットワークを活用した広報活動

（4）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除

（5）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（6）避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項^(※)

（7）鳥羽郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（8）株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

（9）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 鳥羽市 防災担当課長

乙 日本郵便株式会社 鳥羽郵便局 総務部課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年1月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
市長

中村欣一郎 

乙 三重県鳥羽市鳥羽四丁目1番8号
日本郵便株式会社
鳥羽郵便局
局長

前川徹也 

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 鳥羽市役所 電話：0599-25-1118

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒	—
---	---

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお読みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒	—
---	---

・その他への配達 ⇒ 郵便局へ転居届を提出してください。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
	事業所名		

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

____年 ____月 ____日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、口内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】 鳥羽郵便局 総務部 電話：0599-25-5246

届出者氏名	
-------	--

◇ これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒 _____

◎ 郵便物の配達について（いずれかを○でお困みください）

- ・ご自宅への配達
- ・現在避難している場所

〒 _____

・その他への配達 ⇒ 一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	(姓)	(名)
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名②	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名③	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名④	(姓)	(名)
	フリガナ		
	氏名⑤	(姓)	(名)
事業所名			

協定-8 三重県市町村災害時応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、県内の市町村（以下「市町村」という。）において災害が発生し、被災市町村独自では十分に被災者の救援等の応援措置が実施できないと認められるとき、三重県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 市町村が行う応援の内容は、次のとおりとし、県は当該市町村が行う応援活動を支援するものとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設などの応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 災害応急活動に必要な医療職、技術職等の職員並びに情報収集及び連絡事務等に必要な職員の派遣
- (5) 避難所等の提供、傷病者の受け入れなど必要な措置
- (6) 火葬場の提供
- (7) ボランティアの受入支援に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を明確にして、無線又は電話等により県に要請し、後に文書（様式1）を速やかに送付するものとする。ただし、県に要請するいとまがないときは、被災市町村は直接応援可能な市町村に要請し、事後速やかに県に報告するものとする。

2 要請を受けた県は、被災市町村の被害状況や災害応急措置に必要な物資、人員等の把握を行い、応援可能な市町村に応援要請を依頼するものとする。

3 県は被災市町村から応援要請等に関する文書の提出を受けたときは、速やかにその写しを応援市町村に送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
 - ア 物資・資機材の搬入
物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手順、交通情報等
 - イ 人員の派遣
職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、運送手段、交通情報等
 - ウ その他必要な事項

4 県は応援市町村との連絡調整を行い、応援内容等について被災市町村に口頭又は電話等で伝達し、後日速やかに応援通知書（様式2）を交付するものとする。

(緊急時における自主的活動)

第4条 周辺市町村は、災害発生時において、通信の途絶等により被災状況等の情報が入手できない場合、速やかにその被災状況等について自主的に情報の収集・提供を行うものとする。

2 周辺市町村は、前項の情報収集に基づき、災害が甚大で、かつ、事態が緊急を要すると認められる場合、県と連絡調整のうえ自主的に応援活動を実施するものとする。

3 前項による応援については、前条に定める要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援職員などが応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場所における公務災害補償等に要する経費は、応援市町村の負担とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、応援職員などの派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援市町村が協議して決める。
- 4 応援職員等が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市町村が賠償の責めに任ずる。
ただし、応援職員等の重大な過失により発生した災害賠償に要する費用については、応援市町村の負担とする。
- 5 前項に定める応援を受けた市町村の負担額は、応援市町村が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

(情報交換)

第6条 県および市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、必要な情報等を相互に交換するものとし、情報交換を密にするため、原則として年1回連絡会議を開催するよう定めるものとする。

(訓練の参加)

第7条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑におこなわれるよう、県及び他の市町村主催の防災訓練に相互に参加するように努めるものとする。

(県の役割)

第8条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村に対し支援・協力を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県と市町村とがすでに締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(補 則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 この協定に定めない事項は、その都度、県及び市町村が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成12年9月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、県知事、三重県市長会会長及び三重県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保有するとともに各市町村に対しその写しを交付するものとする。

平成12年9月1日

三 重 県 知 事	北 川 正 恭
三重県市長会会長	水 谷 光 男
三重県町村会会長	柏 木 廣 文

(様式1)

第 号
平成 年 月 日

三重県知事あて

応援要請市町村長

応 援 要 請 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1. 応援を要請する理由

2. 添付書類

○被害状況

○応援要請、計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

応援要請市町村長 あて

三重県知事

応 援 通 知 書

三重県市町村災害時相互応援協定に基づき、平成 年 月 日付け、第 号により提出された応援要請についての要請を受諾し、下記のとおり応援を行うこととしましたので通知します。

記

1. 応援市町村名及び応援内容

2. 添付書類

○応援要請・計画書

3. 連絡先

担当課・係名

担当者名

電話番号

FAX番号

協定-9 災害時における避難場所の相互の利用についての覚書

覚 書

鳥羽市(以下「甲」という。)と伊勢市(以下「乙」という。)とは、災害時における避難場所の相互の利用について、次のとおり覚書を交換する。

(趣旨)

第1条 災害時において、甲(又は乙)の住民が避難する場合、乙(又は甲)の避難所に避難する方がより安全であると判断できるときは、甲、乙双方の住民は、相互に避難場所を利用できるものとする。

(避難事由)

第2条 避難しようとする甲(又は乙)の住民が、乙(又は甲)の避難場所を利用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲(又は乙)の避難所より乙(又は甲)の避難所への移動距離が近いとき
- (2) 道路冠水や浸水等周囲の災害状況により、乙(又は甲)の避難場所に避難する方がより安全に避難できるとき
- (3) 甲(又は乙)の住民が、観光や仕事等で乙(又は甲)に滞在中に災害に遭遇したとき

(避難の期間)

第3条 甲(又は乙)が乙(又は甲)の避難所を利用できる期間は、緊急やむを得ない期間とし、災害による危険がなくなつたと認められる時、又は避難者を受入れた乙(又は甲)の判断で避難所を閉鎖するときは、直ちに当該避難所を退去するものとする。

(報告義務)

第4条 甲(又は乙)の住民が、乙(又は甲)の避難所を利用しようとするときは、避難者の人数、年齢、性別、避難時間等を乙(又は甲)に通報する。また甲(又は乙)が避難所を開設している最中、避難者の中に乙(又は甲)からの避難者がいることが判明したときは、その旨乙(又は甲)に通報することとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度両市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、平成13年12月19日から効力を生じるものとする。

この覚書の締結を証するため、本通を 2 通作成し、双方記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

平成 13 年12月19日

鳥羽市長 井 村
伊勢市長 水 谷 光



協定-10(1) 三重県災害等廃棄物処理応援協定

〔目的〕

第1条 この協定は、災害等の発生時に三重県（以下「県」という。）、三重県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、ごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援活動について必要な事項を定める。

〔定義〕

第2条 この協定において「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）並びに市町村等が設置する一般廃棄物処理施設等の事故等又はその他応援を要すると認められる事故等をいう。

2 この協定において「一般廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及び斡旋
- (2) 一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者の斡旋
- (3) 前2号に定めるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

4 この協定において「応援要請市町村」とは、災害等により一般廃棄物の処理に支障が生じ、他の市町村等に応援の要請を行う市町村等をいう。

5 この協定において「応援市町村」とは、応援要請市町村からの応援要請を受託し、応援を行う市町村等をいう。

6 この協定において「ブロック」とは、別表に掲げる市町村等で構成する区域とする。

〔広域応援体制の組織〕

第3条 災害等の発生時に迅速かつ適切な一般廃棄物の処理を実施するため、県内を9ブロックに分け、各ブロックに幹事市を置く。

2 災害等の状況から市町村等での一般廃棄物処理が困難で、他市町村等からの応援が必要となった段階から、広域応援体制として三重県災害等廃棄物処理対策本部（以下「本部」という。）を県庁に、三重県災害等廃棄物処理現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を被災市町村等の属するブロックの幹事市を所管する県民局に設置し、相互に協力する。

なお、災害等が局所的で本部及び現地連絡本部の設置が必要ないと判断される場合には、本部及び現地連絡本部は設置しないものとする。

3 三重県地域防災計画で規定する三重県災害対策本部が設置されたときは、本部はそれに包括される。また、三重県地域防災計画で規定する地方災害対策部が設置されたときは、現地連絡本部はそれに包括される。

〔本部〕

第4条 本部には本部長及び副本部長を置き、本部長は三重県環境森林部長を、副本部長は環境森林部資源循環室長をもって充てる。

- 2 本部長は本部を統括し、副本部長はこれを補佐する。
- 3 本部の構成員は本部長が指名する者をもって構成する。

〔現地連絡本部〕

第5条 現地連絡本部長は、本部長が指名する。

- 2 現地連絡本部長は、現地連絡本部を統括する。
- 3 現地連絡本部は現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

(応援要請)

第6条 災害等により一般廃棄物の適切な処理が困難となった場合、応援要請市町村は県へ応援の調整を要請し、県は応援要請市町村における災害等の発生状況や応援要請内容を踏まえ、応援要請市町村の属するブロックの幹事市と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町村等へ応援を要請する。

なお、応援要請市町村が直接近隣の市町村等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

2 応援要請市町村の属するブロック内の応援で適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市と調整し、他ブロックの市町村等へ応援を要請する。

3 県内のブロック間の応援では適切な一般廃棄物の処理が困難な場合には、県は他県へ応援を要請し調整を図る。

4 応援市町村は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 直接一般廃棄物の処理を行わず、民間業者等への委託又は許可により処理を実施している市町村等においては、応援要請市町村と民間業者間の斡旋等の仲介を行うことにより、応援が円滑に実施できるようにするものとする。

6 応援要請は、次の条項をできるだけ明確にし、災害等において使用可能な伝達手段により行い、県への応援調整要請を応援調整要請書（様式第1号）により、又、応援市町村への応援要請を応援要請書（様式第2号）により速やかに行うものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所、災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容、施設及び処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、物資、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援要請の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則として応援要請市町村がこれを負担するものとし、支払い方法等については応援要請市町村、応援市町村の双方で協議し、決定するものとする。

2 応援要請市町村が負担すべき経費のうち、応援市町村の処理に要する経費については、その内容を考慮し、市町村等及び県で協議のうえ取り決めるものとする。

3 応援市町村の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町村の負担とする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、市町村等が災害対策基本法第67条の規定等により締結した他の協定に基づく応援等を妨げるものではない。

(民間業者への協力要請)

第9条 県及び市町村等は、この協定に基づく応援を迅速に行うため、必要に応じて民間の廃棄物処理業者等に協力を要請するものとする。

(県の組織変更に伴う措置)

第10条 県組織の変更が生じた場合、この協定書の第4条に規定する本部長は変更後の組織の廃棄物を所管する部の長を、又、副本部長は変更後の組織で環境・森林部資源循環室長と同等の役職の職員を充てるものとする。

(市町村等の組織変更に伴う措置)

第11条 この協定を締結した市町村等が市町村合併等により新たな市町村等を構成する場合には、新たに

構成する市町村等はこの協定を承継したものとする。

（協議）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又は定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

（実施期日）

第13条 この協定は平成16年10月29日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書80通を作成し、協定者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成16年10月29日

津市長	近藤康雄
四日市市長	井上哲夫
伊勢市長	加藤光徳
松阪市長	下村猛
桑名市長	水谷元
上野市長	今岡睦之
鈴鹿市長	川岸光男
名張市長	亀井利克
尾鷲市長	伊藤允久
亀山市長	田中亮太
鳥羽市長	井村均
熊野市長	河上敢二
久居市長	池田幸一
いなべ市長	日沖靖
志摩市長職務執行者	西井一衛
多度町長	鷺野利彦
長島町長	平野久克
木曽岬町長	古村登
東員町長	佐藤均
菟野町長	服部忠行
朝日町長	田代兼二朗
川越町長	山田信博
関町長	清水孝哉
河芸町長	長谷川政春
芸濃町長	横山雅宏
美里村長	黒川和義
安濃町長	海野武司
香良洲町長	鈴木一司
一志町長	前山禮三
白山町長	岡本知順
嬉野町長	笹井健司

美杉村長	結 城 敏
三雲町長	市 川 庄 一
飯南町長	中 野 孝 是
飯高町長	宮 本 里 美
多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 眞 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 道 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 米 人
南島町長	稲 葉 輝 喜
大宮町長	柏 木 廣 文
紀勢町長	谷 口 友 見
御薗村長	中 北 隆 敏
大内山村長	小 倉 文 也
度会町長	大 野 幸 茂
伊賀町長	垂 井 正
島ヶ原村長	稲 森 稔 夫
阿山町長	内 保 博 仁
大山田村長	福 岡 達 雄
青山町長	猪 上 泰
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
海山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 裏 公 教
紀宝町長	新 宅 孝 嗣
紀和町長	下 川 勝 三
鷺殿村長	西 田 健

朝日町・川越町組合立環境グリーンセンター

組合長 山 田 信 博

大台町外四ヶ町村衛生施設利用組合

管理者 古 家 孟

紀伊長島町海山町し尿共同処理組合

組合長 奥 山 始 郎

朝明広域衛生組合

組合長 井 上 哲 夫

松阪市ほか六ヶ町村衛生共同組合

管理者 下 村 猛

菊狭間環境整備施設組合

管理者 木戸口 眞 澄

津市ほか四箇町村衛生施設利用組合
 管理者 海 野 武 司

伊賀南部環境衛生組合
 管理者 亀 井 利 克

上野市ほか4か町村環境衛生組合
 管理者 今 岡 睦 之

南牟婁清掃施設組合
 管理者 北 裏 公 教

津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合
 管理者 近 藤 康 雄

久居地区広域衛生施設組合
 代表理事 池 田 幸 一

桑名広域清掃事業組合
 管理者 水 谷 元

安芸美地区清掃処理施設利用組合
 管理者 横 山 雅 宏

香肌奥伊勢資源化広域連合
 連合長 林 道 郎

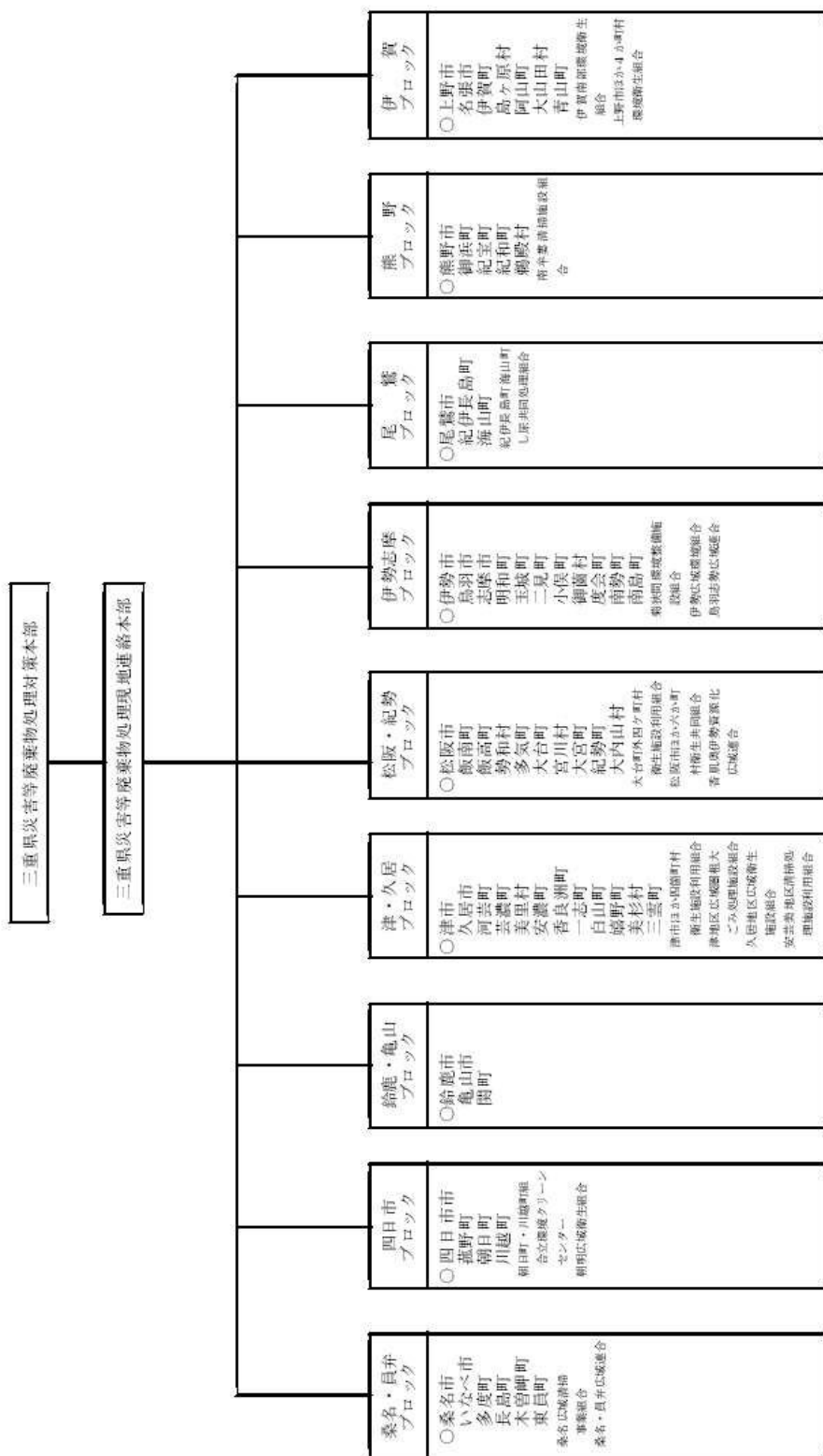
鳥羽志勢広域連合
 連合長 井 村 均

桑名・員弁広域連合
 連合長 水 谷 元

伊勢広域環境組合
 管理者 加 藤 光 徳

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県災害等廃棄物処理応援体制組織図



(注) 1. ○印を付した市は、協定書第3条第1項の規定に基づき各ブロックの幹事市とする。
 2. 三雲町と明和町のし尿処理については、松阪市ほか六ヶ町村衛生共同組合に加入のため、し尿処理の場合松阪・紀勢ブロックに加入。

(様式第 1 号)

年 月 日

三重県知事 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援調整要請について

このことについて下記により応援調整を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【し尿関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

3 連絡先

市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

<必要に応じて別紙（様式任意）に記載>

4 その他必要事項

(様式第2号)

年 月 日

(市町村等名) 様

(市町村等名)

三重県災害等廃棄物処理応援協定に基づく応援要請について

このことについて下記により応援を要請いたします。

記

1 災害の状況

災害の種類	
災害発生日時	
災害発生場所	
災害による被災の状況	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

2 災害等廃棄物処理の計画 <必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

3 応援要請内容

【ごみ関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
一次保管	・ごみ種類及び保管量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	・ごみ種類及び焼却等中間処理量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
最終処分	・ごみ種類及び最終処分量 (t) (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

<必要に応じて別紙(様式任意)に記載>

【L尿関係】

項 目	内 容
収集車	・収集車の種類等 (t 車 台) (必要人員 名) (t 車 台) (必要人員 名) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日 ・応援要請場所
処理	・処理量 (t) ・要請期間 年 月 日～ 年 月 日
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

3 連絡先

連絡先	
市町村等名	
担当部課	
連絡責任者	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	
その他	

＜必要に応じて別紙（様式任意）に記載＞

4 その他必要事項

協定-10(2) 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のごみ処理に要する経費は、1トン当たり10,000円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成16年10月29日

津市長	近 藤 康 雄
四日市市長	井 上 哲 夫
伊勢市長	加 藤 光 徳
松阪市長	下 村 猛
桑名市長	水 谷 元
上野市長	今 岡 睦 之
鈴鹿市長	川 岸 光 男
名張市長	亀 井 利 克
尾鷲市長	伊 藤 允 久
亀山市長	田 中 亮 太
鳥羽市長	井 村 均
熊野市長	河 上 敢 二
久居市長	池 田 幸 一
いなべ市長	日 沖 靖
志摩市長職務執行者	
	西 井 一 衛
多度町長	鷲 野 利 彦
長島町長	平 野 久 克
木曽岬町長	古 村 登
東員町長	佐 藤 均
菰野町長	服 部 忠 行
朝日町長	田 代 兼二朗
川越町長	山 田 信 博
関町長	清 水 孝 哉
河芸町長	長谷川 政 春
芸濃町長	横 山 雅 宏
美里村長	黒 川 和 義
安濃町長	海 野 武 司
香良洲町長	鈴 木 一 司
一志町長	前 山 禮 三
白山町長	岡 本 知 順
嬉野町長	笹 井 健 司

美杉村長	結 城 敏
三雲町長	市 川 庄 一
飯南町長	中 野 孝 是
飯高町長	宮 本 里 美
多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 眞 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 道 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 米 人
南島町長	稲 葉 輝 喜
大宮町長	柏 木 廣 文
紀勢町長	谷 口 友 見
御薮村長	中 北 隆 敏
大内山村長	小 倉 文 也
度会町長	大 野 幸 茂
伊賀町長	垂 井 正
島々原村長	稲 森 稔 夫
阿山町長	内 保 博 仁
大山田村長	福 岡 達 雄
青山町長	猪 上 泰
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
海山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 裏 公 教
紀宝町長	新 宅 孝 嗣
紀和町長	下 川 勝 三
鷺殿村長	西 田 健

朝日町・川越町組合立環境クリーンセンター
組合長 山 田 信 博

菊狭間環境整備施設組合

管理者 木戸口 眞 澄

伊賀南部環境衛生組合

管理者 亀 井 利 克

上野市ほか4か町村環境衛生組合

管理者 今 岡 睦 之

南牟婁清掃施設組合

管理者 北 裏 公 教

津地区広域圏粗大ごみ処理施設組合

管理者 近 藤 康 雄

久居地区広域衛生施設組合

代表理事 池 田 幸 一

桑名広域清掃事業組合

管理者 水 谷 元

安芸美地区清掃処理施設利用組合

管理者 横 山 雅 宏

香肌奥伊勢資源化広域連合

連合長 林 道 郎

鳥羽志勢広域連合

連合長 井 村 均

伊勢広域環境組合

管理者 加 藤 光 徳

三重県知事 野 呂 昭 彦

協定-11 三重県災害等廃棄物処理応援協定書に基づく覚書

三重県災害等廃棄物処理応援協定書第7条第2項の規定に基づき、次のとおり取り決めるものとする。

第1条 応援市町村のし尿処理に要する経費は、1キロリットル当たり 2,000 円とする。

第2条 前条の規定については、必要に応じ見直しを行うものとする。

平成17年3月1日

津市長	近 藤 康 雄
四日市市長	井 上 哲 夫
伊勢市長	加 藤 光 徳
松阪市長	下 村 猛
桑名市長	水 谷 元
伊賀市長	今 岡 睦 之
鈴鹿市長	川 岸 光 男
名張市長	亀 井 利 克
尾鷲市長	伊 藤 允 久
亀山市長	田 中 亮 太
鳥羽市長	井 村 均
熊野市長	河 上 敢 二
久居市長	池 田 幸 一
いなべ市長	日 沖 靖
志摩市長	竹 内 千 尋
木曽岬町長	古 村 登
東員町長	佐 藤 均
菰野町長	服 部 忠 行
朝日町長	田 代 兼二朗
川越町長	山 田 信 博
関町長	清 水 孝 哉
河芸町長	長谷川 政 春
芸濃町長	横 山 雅 宏
美里村長	黒 川 和 義
安濃町長	海 野 武 司
香良洲町長	鈴 木 一 司
一志町長	前 山 禮 三
白山町長	岡 本 知 順

多気町長	長谷川 順 一
明和町長	木戸口 眞 澄
大台町長	古 家 孟
勢和村長	林 道 郎
宮川村長	尾 上 武 義
玉城町長	中 瀬 信 一
二見町長	辻 三千宣
小俣町長	奥 野 英 介
南勢町長	川 口 米 人
南島町長	稲 葉 輝 喜
大紀町職務執行者	小 倉 文 也
御菌村長	中 北 隆 敏
度会町長	大 野 幸 茂
紀伊長島町長	奥 山 始 郎
海山町長	塩 谷 龍 生
御浜町長	北 裏 公 教
紀宝町長	新 宅 孝 嗣
紀和町長	下 川 勝 三
鷗殿村長	西 田 健
奥伊勢広域行政組合	
管理者	古 屋 孟
紀伊長島町海山町し尿 共同処理組合	
組合長	奥 山 始 郎
朝明広域衛生組合	
組合長	井 上 哲 夫
松阪地区広域衛生組合	
管理者	下 村 猛

津市ほか四箇町村衛生施設利用組合	
管理者	海 野 武 司
伊賀南部環境衛生組合	
管理者	亀 井 利 克
久居地区広域衛生施設組合	
代表理事	池 田 幸 一
鳥羽志勢広域連合	
連合長	井 村 均
桑名・員弁広域連合	
連合長	水 谷 元
伊勢広域環境組合	
管理者	加 藤 光 徳
三重県知事	野 呂 昭 彦

協定-12 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とイオン株式会社鳥羽店（以下「乙」という。）は地震、風水害その他の大規模災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等の協力に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における物資の確保を図るため、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有または供給可能な物資とする。

- （1）衣料・寝具類
- （2）食料品
- （3）日用品等
- （4）その他甲が必要と認める物資

（調達要請の方法等）

第3条 前条に掲げる物資の調達要請は、原則として別紙1の文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭またはファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（調達要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は甲からの第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ指定するものとし、集積場所までの物資は、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。物資の引き渡し場所は甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認のうえこれを引き取るものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の物資調達の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害発生時直前における価格とし、その支払いについては、甲、乙協議のうえすみやかに行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決める。

(有効期間)

第8条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年8月30日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市役所
鳥羽市長 木田 久主一

乙 愛知県名古屋市中区錦2丁目4番16号
イオン株式会社
中部カンパニー 中南勢事業部
事業部長 檜皮 淳一

協定-13 災害時協力協定

独立行政法人 国立高等専門学校機構 鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と鳥羽市（以下「乙」という。）は、鳥羽市内に発生した大規模自然災害時等において、乙は甲の協力を求め、防災対策を円滑に行うため協定を締結する。

1. 甲は、次の事項について協力する。

- （1）災害発生時における被災者を救援するため、鳥羽丸等所管する船舶を運航すること。
- （2）災害発生時における被災者を救援するための要員確保等体制を整備すること。
- （3）避難住民受け入れに伴う支援を行うこと。
- （4）救助要員の活動拠点や物資等の集積又は集配場所として支援すること。
- （5）その他必要に応じ、支援すること。

2. この協定は、甲と乙が押印した日に発効する。

ただし、甲と乙は本協定事項について疑義が生じた場合、協議しなければならない。

本協定は2通作成し、両者1通ずつ保管する。

平成18年 9月 1日

甲 鳥羽市池上町1番1号
独立行政法人 国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校長
山田 猛敏

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長
木田 久主一

協定-14 災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定書

三重県知事 鈴木 英敬（以下「甲」という。）と三重県鳥羽市長 木田 久主一（以下「乙」という。）とは、災害救助法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）が発動された場合に災害救助用米穀の緊急引渡しを円滑に実施するため、次の事項について協定し互いに誠意をもってその履行を確約するものとする。

記

- 1 乙は災害地の罹災者並びに救助作業、災害防止及び緊急復旧作業の従事者に対し応急食料の供給を実施する必要があると認めたときは、事前に甲に所定の手続きをし、甲の指示を受けるものとする。ただし、乙が交通・通信の途絶のため事前に甲の指示を受けられず、災害救助法又は国民保護法発動期間中に災害救助用米穀の供給を実施する必要とする場合は、農林水産省所管部局に直接連絡要請することができるものとし、必ず甲に連絡するとともに、甲に所定の手続きをするものとする。
- 2 乙が1により緊急引渡しを要請し、災害救助用米穀の引渡しを受けた場合は、乙は速やかに倉庫別取引数量をとりまとめ当該米穀の全数量について、予定価格を基準として農林水産省所管部局長が決定した価格により買受けするものとする。
- 3 乙は管内届出事業者その他に対して、災害救助用米穀の供給の実施に関する必要な措置を講じておくものとする。
- 4 甲は必要があると認めたときは、乙に対しその業務又は、経理の状況に関して質問、帳簿書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告、若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 甲が乙に販売する災害救助用米穀の価格については、農林水産省所管部局長が、災害救助法又は国民保護法が発動された直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定することを原則とし、決定された場合は、甲はすみやかに乙に通知するものとする。中間経費については、現品取扱業者と乙の間に別途契約を締結して精算するものとする。
- 6 災害救助用米穀等の売買代金の延納措置（以下「延納措置」という。）については、次のとおりとし、担保及び金利は徴しないものとする。
 - ア 災害救助法が発動され、救助を行う場合
延納措置の期間については、30日以内（次に掲げる用件をすべて満たす場合は、3ヶ月以内）であって、農林水産省所管部局長と甲が協議して決定した期間とする。

- a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - b 自衛隊の派遣が行われていること
 - c 甲が３０日を超える延納措置を必要とする旨の要請をし、農林水産省所管部局長がやむを得ないと認めること
- イ 国民保護法が発動され、救援を行う場合
３ヶ月以内であつて、農林水産省所管部局長と甲が協議し決定した期間とする。
- ７ 災害救助用米穀として引渡しを行うものは正品に限るものとし、事故品（損傷品等）の引渡しは行なわないものとする。
- ８ この協定の期間は、平成２３年７月１日から１年間とする。
ただし、期間満了の１カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに１年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。
- ９ この協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙各々その１通を所持するものとする。

平成２３年７月１日

甲 三重県知事 鈴木 英敬

乙 三重県鳥羽市長 木田 久主一

協定-15 維持管理の委託に関する協定書

三重県（以下「甲」という）と鳥羽市（以下「乙」という）は、鳥羽市内における沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業実施区域の維持管理の委託にあたり、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、避難路、避難地施設の適切な維持管理等について必要な事項を定め、津波発生時において安全な避難を確保することを目的とする。

（維持管理）

第2条 乙は、事業実施区域内の施設について常時良好な状態に保つよう努めなければならないものとし、次の各号に定める維持管理については、乙の責任において行うものとする。

2 施設の通常的な維持管理等（除草・倒木及び落石の除去等）は乙が行うものとする。

3 前項に規定する維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

4 自然災害による施設の破損（軽微な破損は除く）及び亡失については、甲が復旧するものとする。ただし、乙の必要により乙の費用負担において応急復旧を行うことを妨げないものとする。

（協定の効力発生時期）

第3条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

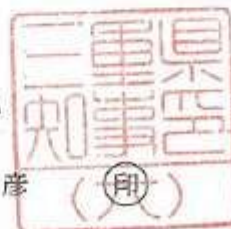
この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成19年 3月30日

（甲）三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事 野呂 昭彦



（乙）三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長 木田 久主一



施 行 箇 所 一 覧 表

番号	実施年度	工事番号	施 行 箇 所
1	H16	第14号	鳥羽市 小浜町 字 北ノ上 地内
2	H16	第15号	鳥羽市 安楽島町 字 細田 地内
3	H16	第21号	鳥羽市 相差町 字 魚見岡 地内
4	H17	第1号	鳥羽市 桃取町 字 高地 地内
5	H17	第2号	鳥羽市 菅島町 字 中村谷 地内
6	H18	第1号	鳥羽市 鳥羽四丁目 字 樋之山尾崎 地内

協定-16 水道災害等における応援協定

鳥羽市水道事業（以下「甲」という。）と鳥羽市水道組合（以下「乙」という。）とは、地震・津波・渇水・事故等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合を想定し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する水道施設（特に管路等）に災害が発生した際に、施設の機能の確保、及び回復を速やかに実施し、2次災害の防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し、緊急を要する場合の定義は、以下のとおりとする。

2 災害が発生し、即時的な対応が求められ、対応の遅延により、被害拡大が予想される場合。

（対象となる災害）

第3条 本協定書の対象となる災害は、災害発生により、水道施設の機能の確保が損なわれ、被害拡大が予想される場合とする。

（協力要請）

第4条 甲は、乙の所属会員が所有する水道用資機材及び労力の応援が必要とするときは、乙に協力を要請することができる。

2 前項の協力要請は、鳥羽市水道災害応援協定要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、その他の方法で要請することが出来る。

（緊急応援体系図）

第5条 甲、乙は、協力要請や情報共有のため、「緊急応援体系図」（様式第2号）を作成し、円滑な運用に努める。

2 乙は、前項により作成した資料に変更が生じた場合は、その都度変更し、甲に提出するものとする。

（調査、災害応急復旧工事等の実施）

第6条 乙は前項の協力要請が甲から提出された場合は、直ちに「緊急応援体系図」に則り、甲の指示に従い調査ならびに、災害応急復旧工事を実施するものとする。

但し、緊急を要する場合で、連絡が不可能である場合は、乙の判断により、2次災害の被害拡大を防止する為に、調査及び災害応急復旧工事を実施するものとする。

2 前項に規定する緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施される2次災害の被害拡大を防止するための災害応急復旧工事及び調査については、原則として被災後3日以内に着手前の状況、施行数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議し要請書を作成するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が、前条において実施された調査ならびに、災害応急復旧工事についての費用は、所属会員から提出された資料の内容を確認し、鳥羽市水道課の積算基準により行う。

2 現場が危険であると判断したときは速やかに帰還すること。又、その後安全であると判断したときは調査、復旧する。

3 実施された調査ならびに、災害応急復旧工事についての契約は、乙の所属会員と締結するものとする。

(活動等の報告)

第8条 本協定第6条に基づいて、乙の所属会員が調査ならびに、災害応急復旧工事を実施し、その業務が完了したときは、災害活動報告書(様式第3号)をもって甲に速やかに、報告するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、要請事項の伝達を正確に行う為に、事前に連絡責任者を定めておくものとする。

2 前項の規定により、甲は水道課長、乙は鳥羽市水道組合会長とする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から期間満了の日までとする。但し、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙の一方から書面をもって協定終了の意思表示をしない限り、期間満了の翌日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年8月1日

甲 鳥羽市大明東町1番6号
鳥羽市水道事業
鳥羽市長 木田 久主一 ⑩

乙 鳥羽市安楽島町1263
鳥羽市水道組合
会 長 (株)木下水源
代表取締役 木下 晃 ⑩

(様式第 1 号)

鳥羽市水道災害応援協定要請書

年 月 日

鳥羽市水道組合
会長 様

鳥羽市水道事業
鳥羽市長

水道災害等における応援協定第 4 条により要請します。

1. 場 所
2. 状 況
3. 要請内容
4. そ の 他

受 諾 書

鳥羽市水道事業
鳥羽市長 様

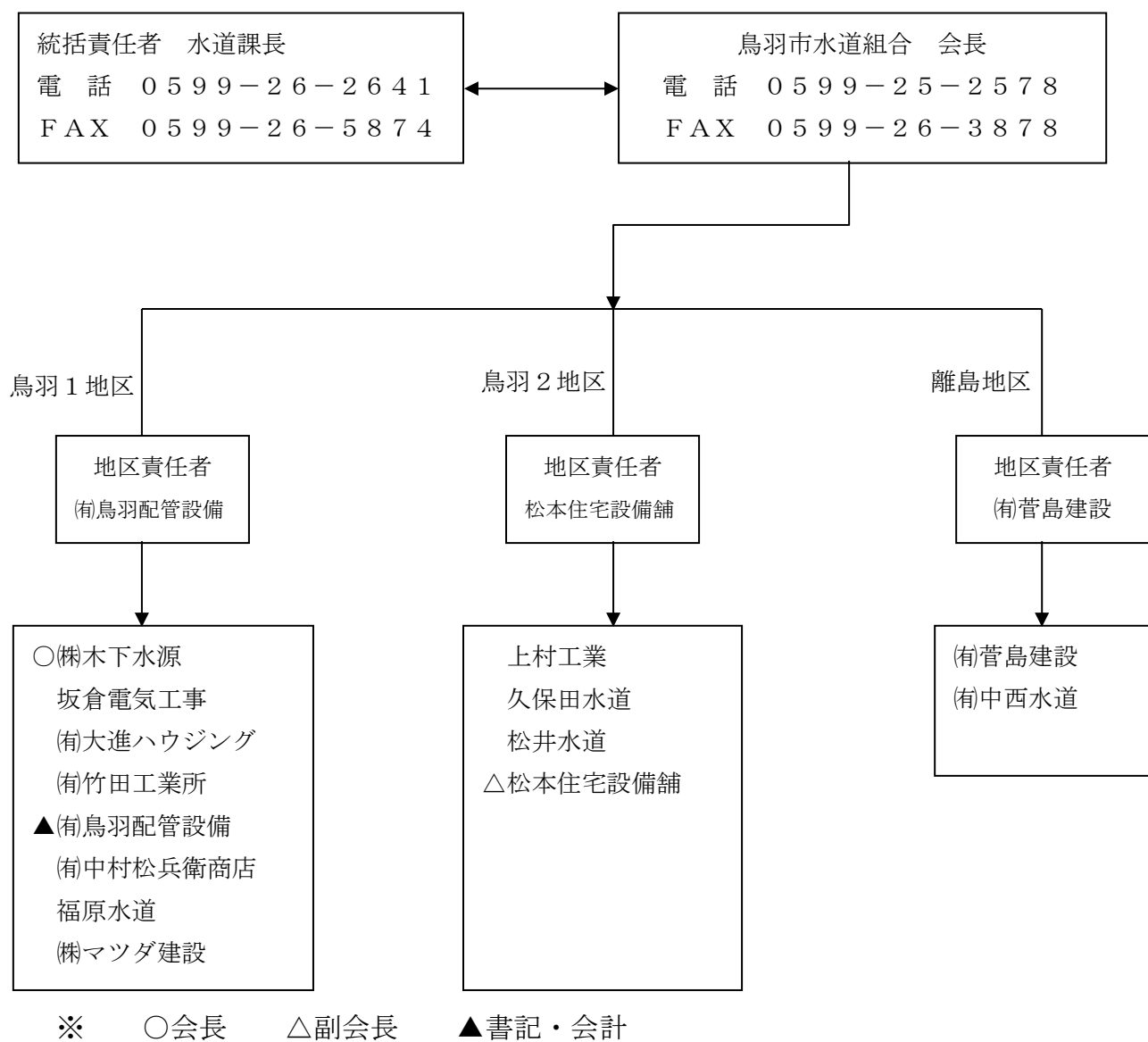
上記の要請について同意し、水道災害等における応援協定第 6 条により作業を実施します

年 月 日

鳥羽市水道組合
所属会員

(様式第 2 号)

緊急応援体系図



鳥羽1地区 堅神、屋内、池上、1丁目～5丁目、幸丘、大明東、大明西、高丘、安楽島、船津、
幸丘、小浜、若杉、岩倉、松尾、河内、白木、
鳥羽2地区 浦村、石鏡、国崎、相差、畔蛸、堅子、千賀
離島地区 坂手、菅島、桃取、答志、神島

災 害 活 動 報 告 書

鳥羽市水道事業

鳥羽市長

様

鳥羽市水道組合

所属会員

⑩

日 時 (地区)	年 月 日 (午前・午後 時～ 時) (地区名)
位 置	鳥羽市
被害の状況	
周辺への影響	
災害応急復旧工事内容	

以上のとおり報告します

協定-17 災害時における鳥羽市とかんぼの宿鳥羽との協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と かんぼの宿 鳥羽（以下「乙」という。）とは災害時における協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に地震その他の災害が発生した場合において、乙が第3条に定める協力を甲に対して行い、災害救助対応を円滑に遂行することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、鳥羽市内に災害が発生したときは、甲の要請に基づき、次の各号の協力を行うものとする。ただし、協力の範囲は乙の業務に支障を来さない範囲とする。

- （1）屋内外における避難場所の提供
- （2）浴場を開放しての入浴の提供
- （3）炊き出しを中心とした非常食の提供
- （4）その他甲が可能とする協力

2 乙は、第2条に定める災害以外の災害について、甲の要請があった場合は可能な限り前項に準じて協力を行うものとする。

（周知）

第4条 乙は、乙の敷地内に「鳥羽市との協定による災害時避難場所」と明示した案内板を設置し、甲は、本協定の内容について市民に周知するものとする。

（防災訓練への参加）

第5条 乙は、甲が行う防災訓練に参加し、防災に関する知識等を習得し、災害時における対応に万全を期するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第6条

この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては

支配人とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上各1通を保有する。

平成19年10月 1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1-1

鳥羽市長 木田 久主一

乙 鳥羽市安楽島町1200-7

かんぼの宿 鳥羽

総支配人 杉 下周 平

協定-18 船舶による災害時等の協力に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と伊勢湾防災株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定められた災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）に定められた武力攻撃事態等並びに甲が対策を必要と認める事象（以下「災害時等」という。）において、船舶による消火活動並びに海上における人員及び物資の輸送等を確保するために、甲が乙に対して災害時等の業務に関し、協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時等が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。ただし、乙は特別な事情により直ちに要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

2 要請により出動した乙の船舶の指揮は、甲が執るものとする。

3 第1項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 船舶の出動が必要な消火業務
- (2) 船舶の出動が必要な油漏れ等の災害対策業務
- (3) 船舶の出動が必要な水難救助業務
- (4) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (5) 災害等救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (6) 災害等応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (7) 前各号に関して甲が実施する訓練業務
- (8) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

（業務報告）

第4条 乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した協力業務に要した費用のうち、甲が負担する経費については、甲乙協議して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、協力業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに費用を支払うものとする。

(賠償)

第7条 甲及び乙は、この業務の履行に関して、自己の責に帰すべき事由により甲、乙又は第3者に損害を与えた場合は、自己の責任と負担において処理するものとする。ただし、天災又は不可抗力により生じた損害の取り扱いについては、甲乙間で別途協議するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、協力業務上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成19年12月27日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年12月27日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 愛知県名古屋市中村区名駅三丁目25番地9号
伊勢湾防災株式会社
専務執行役員 中尾 勝

年 月 日

伊勢湾防災株式会社 様

要請者 鳥羽市長

船舶による災害時等の協力に関する要請書

平成19年12月27日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

1 要請期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 要請事項

要請内容	要請先	備考

3 連絡先

年 月 日

鳥羽市長 様

報告者 伊勢湾防災株式会社

船舶による災害時等の協力に関する業務報告書

平成19年12月27日に締結した「船舶による災害時等の協力に関する協定」第4条に基づき、下記のとおり協力業務を実施しましたので報告します。

記

1 業務期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 業務事項

業務内容	業務先	備考

3 連絡先

協定-19 災害時における覚書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県立鳥羽高等学校（以下「乙」という。）とは、災害発生時に、甲が一時立ち退き場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として乙の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり覚書を締結する。

（避難所等）

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生し、住民の避難が必要と判断される場合、乙が管理する次の施設を避難所等として使用することができる。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1)地震、津波時の一時立ち退き場所 | 三重県立鳥羽高等学校 校庭 |
| (2)地震、津波時の避難所 | 三重県立鳥羽高等学校 体育館 |
| (3)暴風、豪雨、洪水等の避難所 | 三重県立鳥羽高等学校 体育館 |

（避難所等の開設）

第2条 甲は第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に文書又は口頭により乙に報告しなければならない。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、避難所等を開設したときは、現場における管理運営責任者を定め、乙に報告しなければならない。

（避難所等解消の努力）

第4条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期解消に努めるものとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 甲は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状回復し、乙の確認を受けなければならない。

（非常用通信の確保・管理）

第6条 甲は、避難所等に非常用の通信を確保するものとする。

- 2 前項の通信手段は、鳥羽市防災行政無線（陸上移動局）とし、乙の管理とする。

(覚書の期間)

第7条 この覚書の期間は平成20年4月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申し立てがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

(協議)

第8条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

甲と乙は、この覚書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年 4月 1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 木 田 久 主 一

乙 鳥羽市安楽島町1459

三重県立鳥羽高等学校

校 長 辻 村 大 智

協定-20 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽志勢広域連合（以下「乙」という。）、中部電力株式会社（以下「丙」という。）及び西日本電信電話株式会社三重支店（以下「丁」という。）は、地震等大規模災害の発生時における災害復旧活動の用地等の確保と使用に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害復旧に資するため、乙が所有し管理する用地等を、丙又は丁の災害復旧用オープンスペース（工事用資機材の設置を含む。）として甲の責務において確保し、電気、通信等の迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 丙又は丁が災害復旧用オープンスペースを使用する場合は、甲に対して、あらかじめ定められた様式の書面により使用要請を行うものとする。

ただし、書面による使用要請ができない場合は、口頭等で要請した後、すみやかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による使用要請があった場合には、特別の事由がない限り、使用を認めるものとする。

（使用方法）

第4条 丙及び丁は、前条においてそれぞれ認められた同一の災害復旧用オープンスペースを同時期に使用する場合は、丙、丁協議してそれぞれの使用範囲、方法等を定めるものとする。

2 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース内の施設（以下「施設」という。）の使用を必要とする場合には、甲乙と協議して使用内容、期間等を定めるものとする。

3 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設内に災害復旧活動のための設備を設置する場合には、甲乙と協議のうえ、それぞれが自己の責任と負担において設置できるものとする。

（無償使用）

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペース及び施設を、丙及び丁に無償で使用させるものとする。

(原状回復)

第6条 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設を返還する場合は、それぞれ自己の責任と負担において原状回復を行うものとし、第4条第3項により設置した設備は、自己の責任と負担において速やかに撤去するものとする。

(損害賠償)

第7条 丙又は丁は、災害復旧用オープンスペース又は施設の使用に際し、自己の責めに帰すべき事由により、他の当事者または第三者に損害を及ぼしたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成20年8月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が書面をもって協定の終了を他の当事者に通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年8月26日

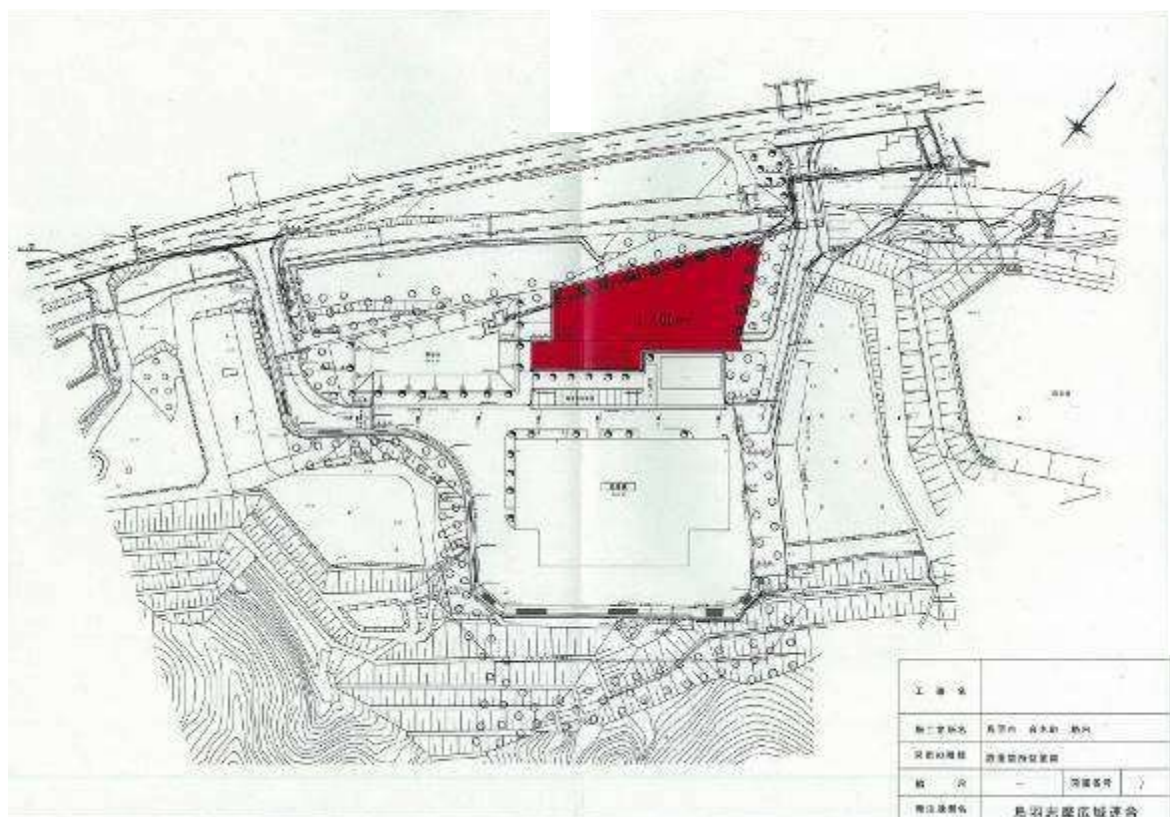
甲	鳥羽市鳥羽3丁目1-1 鳥羽市長	木田久圭一
乙	志摩市磯部町迫間22番地 鳥羽志勢広域連合長	竹内千尋
丙	津市丸之内2番21号 中部電力株式会社 執行役員三重支店長	川瀬富治
丁	津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社 三重支店長	手島幸哉

別表

災害復旧用オープンスペース一覧表

平成20年8月現在

名 称	所 在 地 番	面 積	所有・ 管理者	備 考
鳥羽志勢クリーンセンター芝生公園	鳥羽市白木町 247-10及び 247-79	2,100 m ²	鳥羽志勢広 域連合長	



様 式

年 月 日

鳥羽市長 様

要請者

住所

氏名

印

災害時における災害復旧用オープンスペース使用要請書

平成20年8月26日に締結した「災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書」に基づき、下記のとおり使用を要請します。

記

1 使用期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 要請地及び施設名称

名 称	所 在 地 番	面 積	所有者・管理者	備考
鳥羽志勢クリーンセンター 芝生公園	鳥羽市白木町 247-10及び 247-79	2,100㎡	鳥羽志勢広域 連合長	

※要請地及び施設名称を記載すること。

3 連絡先

以上

協定-21(1) 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合鳥羽支部（以下「乙」という。）とは、地震災害時における帰宅困難者に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において東海地震、東南海・南海地震等大規模地震が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員の給油所において、帰宅困難者に対する一時休憩所、飲料水、トイレ等の提供及び地図等における道路の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路情報等の提供を要請することができる。

2 甲及び乙は、前項に定めない事項について、相互に協力を要請することができる。

（支援の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（協力組合員名簿の提出）

第7条 乙は、所属する組合員のうち、この協定に基づく支援に協力できる者の名簿を毎年1回提出するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、平成20年10月 9日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県鳥羽市鳥羽4丁目14-7
三重県石油商業組合鳥羽支部
支部長 柴山 純一

協定-21(2) 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県石油商業組合鳥羽支部（以下「乙」という。）とは、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）に定められた災害及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要な石油類燃料を調達することができるようにするための事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受けて乙の組合員に対して必要な指導を行うものとする。

2 乙は、災害時の石油類燃料の供給に関する協定を締結するにあたり、本協定に協力する組合員（以下「協力組合員」という。）の名簿を作成し、甲の要請に備えることとする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において石油類燃料を必要とするときは、乙に対して、石油類燃料の供給及び石油類燃料の運搬について協力を要請することができる。

（要請への協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、石油類燃料の優先供給及び運搬について協力するとともに、協力組合員に必要な指示・指導を行うものとする。

（石油類燃料の供給）

第5条 石油類燃料を優先供給する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。

（石油類燃料の運搬）

第6条 石油類燃料を運搬する者は、協力組合員の中から乙が指定するものとする。

ただし、乙が指定できない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

- 2 石油類燃料の引渡しは、甲の指定する場所とし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、納品を確認の上、引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が指定した協力組合員が提出する出荷確認書に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 甲は、第6条の規定により、甲又は乙の指定により石油類燃料の運搬に従事した者が、その責に帰することができない事由により、死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になったときは「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和37年10月13日三重県条例第46号)の規定に準じて、その損害を補償するものとする。

(守秘義務)

第9条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

(価格高騰の防止)

第10条 乙は、災害時において石油類燃料価格の高騰の防止に努めるものとする。

(防災意識の向上)

第11条 乙は、組合活動を通じて、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成20年10月 9日からその効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月 9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県鳥羽市鳥羽4丁目14-7
三重県石油商業組合鳥羽支部
支部長 柴山 純一

協定-22(1) 災害時における物資提供に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン 株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における飲料水（以下「物資」という。）の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 鳥羽市内に震度5弱の地震又はこれと同等以上の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、当該災害対策本部から物資の提供について要請があった時、乙はこの協定の内容により協力するものとする。

2 乙は、第1項の要請があった時は、鳥羽市内に設置した地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償で提供するものとする。

また、機内在庫以外に乙は、物資を甲の指定する施設へ無償で提供するものとする。無償提供する物資の数量は、甲、乙の協議により決定するものとする。

3 乙は、速やかに協力体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を練るものとする。

（申請の手続）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資（飲料水）提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請することができるものとする。この場合、後日速やかに援助物資（飲料水）提供要請書を提出するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成20年10月9日から平成23年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月までに甲乙のいずれからこの協定の解除の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年10月9日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市役所
鳥羽市長
_____ (印)

乙 名古屋市東区砂田橋四丁目1番47号
コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
常務執行役員
営業副本部長
_____ (印)

様式 1（第 3 条関係）

救援物資（飲料水）提供申請書

年 月 日

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社
代表取締役社長 高橋 顕三様

鳥羽市長

災害時における救援物資（飲料水）の提供に関する協定第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり要請します。

飲料水の種類及び数量	
物資搬入希望日時	
物資搬入場所	
災害対策本部設置日	
電話要請日時	
電話要請者（鳥羽市） 応答者(コカ・コーラセントラルジャパン株式会社)	要請者： 応対者：
物資搬入等における鳥羽市担当者	鳥羽市() 氏名 電話
その他	

協定-22(2) 地域貢献型自動販売機の設置に関する覚書

鳥羽市（以下「甲」という。）とコカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における物資提供に関する協定を補完するため、必要な事項について、乙が所有する地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）（以下「自販機」という。）の設置に関し、次のとおり覚書を締結する。

（自販機等設置施設等）

第1条 甲は、乙が自販機を甲の管理する施設に設置し、乙の商品を販売することを承諾する。

自販機設置先については、別途作成する鳥羽市地域貢献型自販機設置一覧表（以下「設置一覧表」という。）のとおりとする。

2 設置する自販機の機種名、管理番号は設置一覧表に記載のとおりとし、自販機の移動・増減の管理は今後、この設置一覧表にて管理するものとする。

（商品販売価格）

第2条 自販機による商品の売価設定は次のとおりとする。

商品形態	単位	売価（税込）
缶・ペット	1本	120円～150円

（行政財産目的外使用料）

第3条 甲は、第1条で定める自販機に係る行政財産目的外使用料については、「災害時の物資提供に関する協定」の趣旨・目的に鑑み免除するものとする。

（電気代相当額）

第4条 乙は、自販機稼動に伴う電気代相当額として1台につき月額2,750円（税込）を年1回甲が送付する納付書にもとづき、その指定する期日までに、その指定する銀行口座へ振込みにより支払うものとし、その振込みに係る手数料は乙の負担とする。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は平成20年10月9日から平成23年3月31日とし、期間満了の1か月前までに甲又は乙より異議申し立てがないときは自動的に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(商品補充等の維持管理)

第6条 甲は、乙の従業員又は乙の指定する業者が、商品補充・代金の回収・自販機の保全修理のために設置先へ立ち入ることを許可する。

(自販機の保全協力)

第7条 甲は、努めて自販機の保全に協力するとともに、故障発生時には可能なかぎり乙へ連絡するものとする。

(自販機の設置費用等)

第8条 自販機の設置、交換、移動、撤去は乙の費用と責任にて行うものとする。なお、甲・乙双方の承諾なしに、自販機を移動、撤去できないものとする。

(故障時等の措置)

第9条 乙は、自販機の点検に努め、万一故障又は損傷が生じた場合は、速やかに必要な措置をとるものとする。なお、修理に要した費用は、甲の責に帰すべきものを除きすべて乙が負担するものとする。

(覚書の解約)

第10条 自販機設置箇所が甲において公用に供する必要が生じた場合等や、販売数量が著しく減少する等、本覚書の継続が困難な場合は、甲・乙協議の上、本覚書を解約することができるものとする。

(覚書の解除)

第11条 甲・乙に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、通知・催告を要せず直ちに、本覚書を解除することができる。

- (1) 本覚書の各条項に違反し、催告されても1ヶ月以内に履行されないとき
- (2) その他、前各号に類する事態が生じ、乙・甲双方に対する信用不安が生じたとき

(解約後の自販機の撤去)

第12条 有効期間満了等により、本覚書を解約した場合、乙は自販機を直ちに撤去する。

(秘密保持)

第13条 甲及び乙は、本覚書の内容およびこれに付随する一切の事項ならびに甲・乙双方から知りえた秘密事項及び個人情報等を本契約期間中は勿論、本覚書終了後といえども利用してはならず、また、相手方の事前の承諾がない限り第三者に許可なく開示又は漏洩してはならない。

(自販機における売価変更)

第14条 新商品の発売及び売価変更等により、第2条に定める売価以外の商品を自販機で販売する場合は、相互が保管する本覚書の特記欄に変更額を記載することに同意する。

(その他)

第15条 本覚書に定めのない事項については、甲・乙が信義・誠実の原則に基づき協議し、円満に解決するものとする。

平成20年10月9日

(甲) 住 所 三重県鳥羽市鳥羽市三丁目1-1

鳥羽市役所

鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 住 所 名古屋市東区砂田橋四丁目1番47号

コカ・コーラ セントラル ジャパン株式会社

法人営業統括部

法人第一営業部長 菊池 健三

協定-23 災害時における協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等に、甲が一時立ち退き場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として乙の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

（避難所等）

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生および発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者（以下「住民等」という。）の避難が必要と判断される場合には、乙が管理する下記施設を避難所等として使用することができるものとする。

- ・ 所在地 : 鳥羽市鳥羽3丁目7番6号
- ・ ビル名 : NTT鳥羽ビル3棟1階 旧窓口事務室等

【別添図面に示すとおり】

（避難所等の開設）

第2条 甲は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に文書又は口頭により乙に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合又は乙と連絡が取れない場合には、開設後に報告するものとする。

（避難所等の管理）

第3条 避難所等の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は、避難所等を開設したときは、現場における管理運営責任者を定め、乙に報告しなければならない。

（施設の使用料）

第4条 建物施設の使用料は無料とする。

但し、避難所として長期使用する場合には、甲・乙別途協議することとする。

（避難所等としての使用の終了）

第5条 甲は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、文書又は口頭で通知するとともに、その施設を原状回復し、乙の確認を受けなければならない。

（利用者責任）

第6条 乙は、住民等が建物施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（避難施設の変更等）

第7条 乙は、避難所等として提供する施設に変更ならびに業務上必要となった場合には、変更及び停止日等の3カ月前までに甲に文書又は口頭により通知するものとする。

ただし、緊急の場合においては、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

なお、甲は本通知を受けた場合においては、無条件で明け渡すことについて同意・承認しなければならないものとする。

（有効期間）

第8条 この契約書の期間は平成22年1月1日から1年間とする。

ただし、期間満了の1カ月前までに甲、乙いずれからも文書による申出によるものとし、申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする。

（協議）

第9条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲・乙誠意をもって協議のうえ、決定・解決をはかるものとする。

甲と乙は、この協定書を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

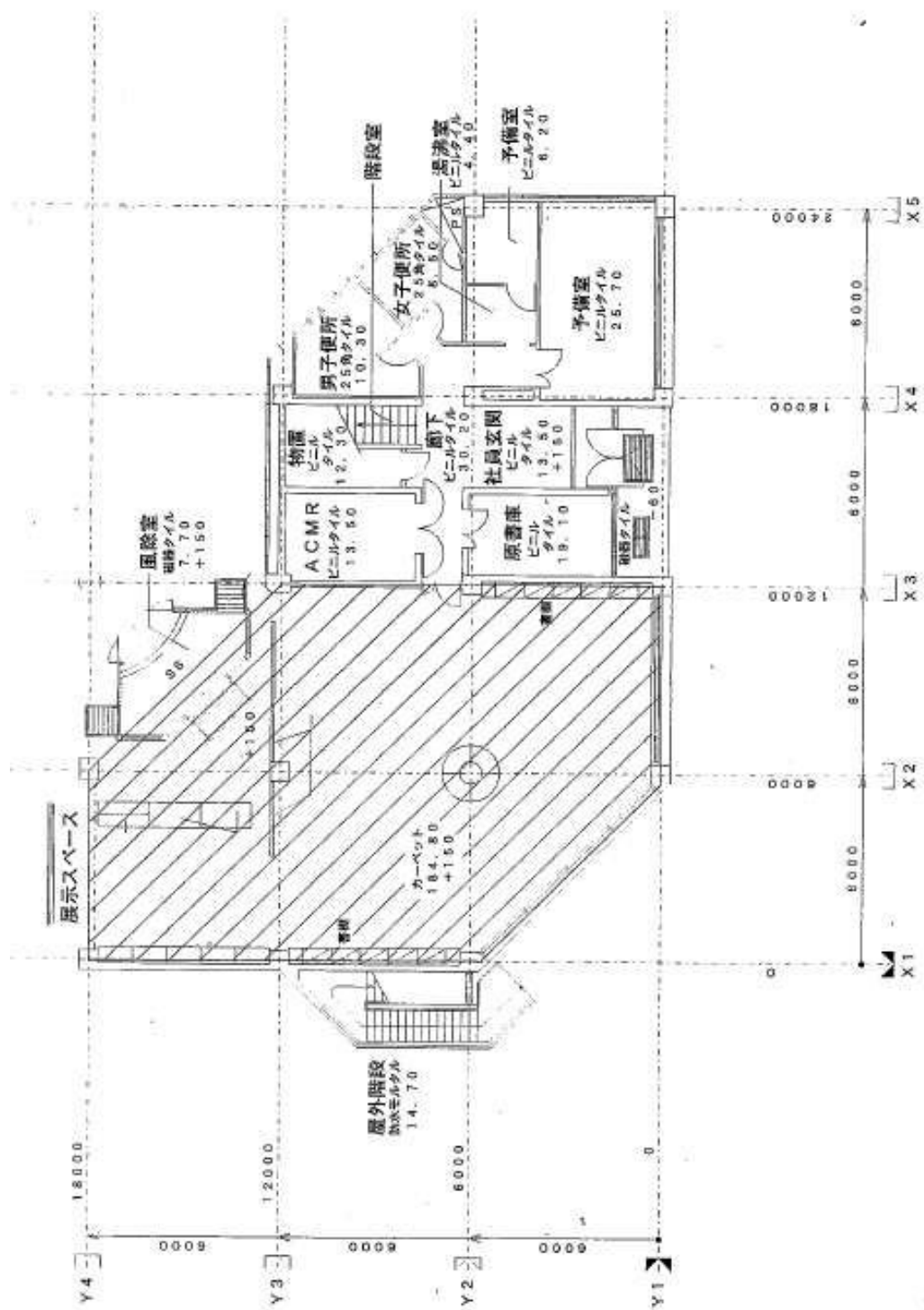
平成21年12月25日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 本田 久 主



乙 三重県津市桜橋二丁目149番地
西日本電信電話株式会社
三重支店長 手島 幸 哉





鳥羽ビル第3棟

1階

協定-24 地震・津波・風水害等の災害応急工事に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽商工会議所（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の被災状況等の調査及び災害応急工事の施工に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する道路、河川、漁港等の公共土木施設（以下「公共施設」という。）に災害が発生した際に、甲、乙が協力し連絡調整を図り、速やかに調査及び災害応急工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

また、大規模地震等に際しては甲の管理する道路以外の主要道路についても2者が協力し、緊急輸送に必要な道路の確保のための状況調査を行うものとする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、公共施設と緊急輸送に必要な道路等の被災状況把握及び災害応急工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「災害応急工事」とは、2次災害の発生・誘発の恐れがある場合及び緊急物資や復旧作業に係る人員輸送ルートの確保等、緊急に対策が必要な場合における仮復旧工事及び仮設工事等とする。

3 「会員」とは、乙が組織する建設運輸部会会員のうち本業務に従事するものとする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び災害応急工事を実施する必要がある際は、乙に別紙要請書により協力を要請する。

2 乙は、前項の要請があった際は、速やかに会員に連絡し、調査及び災害応急工事の実施について甲に協力するものとする。

（緊急連絡応援体制ネットワーク）

第4条 甲及び乙は、協力要請や情報共有のため、緊急連絡応援体制ネットワークを確立するものとする。

（調査及び災害応急工事の実施）

第5条 会員は、甲の指示に従い調査及び災害応急工事を実施するものとする。但し、緊急を要する場合で連絡が不可能である場合は、会員の判断により被災

状況等の調査及び災害応急工事を実施するものとする。

- 2 前項の緊急を要する場合で連絡が不可能である場合に実施された調査及び災害応急工事については被災後 3 日以内に着手前の状況、施工数量等を写真及び計算書等で甲に報告し、甲は直ちに乙と協議を実施し要請書を作成するものとする。
- 3 甲の要請する災害応急工事及び前項で会員が実施する災害応急工事の内容については、次のとおりとする。
 - ・ 公共施設及び緊急輸送ルートの方況の調査
 - ・ 崩土、倒木等の交通障害物の除去
 - ・ 増破防止措置
 - ・ 仮復旧及び仮設工事
 - ・ 構造物等の安定計算及び設計
 - ・ 避難所及び収容施設の応急補修
 - ・ 応急建築資材の収集
 - ・ その他必要な措置
- 4 前項の内容のほか、船舶による海上輸送等の災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送及び災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務についても協力体制を図るものとする。

(応急建築資材の収集等)

第 6 条 会員は、災害時に甲が実施する災害対策に必要な資機材使用の要請があった場合は、可能な範囲で提供するものとする。また、甲は会員の保有備蓄資機材に関して把握することができるものとする。

(費用の精算)

第 7 条 甲は、第 3 条の協力要請に要した費用について、第 5 条において実施された内容を確認し、災害発生時の甲の採用する積算基準等により精算を行う。

(従事者の災害補償)

第 8 条 第 5 条の規定において会員の業務従事者が、その責に帰することができない事由により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 16 号）の例により、甲が補償するものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲に報告し、その処置について甲と、乙又は乙の会員は協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。但し、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定内容に疑義が生じたときは、その都度双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成22年6月4日

鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
甲 鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

鳥羽市大明東町1番7号
乙 鳥羽商工会議所
会頭 吉田 謙一

協定-25(1) 災害時の医療救護活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と社団法人志摩医師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、鳥羽市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う災害時における医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害医療救護活動計画）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動の円滑な実施を図るため、災害医療救護活動計画を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、災害医療救護活動計画の内容を変更したときは、変更事項を速やかに甲に提出するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けたときは、医師及び看護師等で構成する医療救護班を第5条に規定する救護所に派遣するものとする。

3 甲は、乙に対し、医療救護班の派遣を要請する場合は、次の事項を示した文書又は電話等により行うものとする。

（1）災害発生の日時及び場所

（2）災害の発生原因及び状況

（3）出勤に要する人員数、医薬品及び資器材等の種類

（4）その他必要と認められるもの

4 乙は、甲の要請を受ける前に緊急やむを得ない事情により医療救護班を派遣した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、甲の承認を受けるものとする。

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班は、原則として、タクシー等の交通機関又は班員の所有する車両等により、次条に規定する救護所に直行するものとする。ただし、災害の状況等により前段の車両等の利用が困難であるときは、甲の調達する車両等を活用するものとする。

2 傷病者の収容医療機関への輸送は、乙の指示に基づき甲が行うものとする。

（救護所）

第5条 甲は、災害の状況等により、必要に応じて現地に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況等により必要があると認めるときは、被災地周辺の収容医療機関内に、乙及び乙の会員の協力のもと救護所を設置すること

ができる。

(医療救護班の業務)

第6条 医療救護班は、甲が設置する救護所及びその他指示する場所において医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の状態判定
- (2) 後方支援医療機関への搬送の要否及び優先順位の判定
- (3) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療行為
- (4) 死亡の確認
- (5) その他状況に応じた処置

(医療救護班に対する指揮)

第7条 医療救護班に係る指揮命令は、乙の災害医療救護活動計画に基づき、乙が行うものとする。

(連絡調整)

第8条 医療救護班の医療救護活動に係る連絡調整は、甲及び乙の指定する者が協議して行うものとする。

(医薬品等の調達)

第9条 医療救護班が使用する医薬品等は、原則として当該医療救護班が携行するもののほか、乙から要請があった場合は、甲が調達するものとする。

2 救護所等において必要となる物資は、甲が調達するものとする。

(医療費の取扱い)

第10条 第5条に規定する甲が設置する救護所等における傷病者の医療費は、原則として無料とする。

2 災害拠点病院等の後方支援医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第11条 甲の要請により乙が医療救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等のうち、実際に使用したものの実費弁償
- (3) 医療救護班が携行した医薬材料等を滅失損傷した場合の実費弁償
- (4) 医療救護班が公共交通機関等を利用した場合の実費弁償

2 第5条第2項の規定により収容医療機関に救護所を設置した場合において、乙の医療救護活動に起因する収容医療機関の施設に損傷が生じたときの修繕費、前項第1号及び第2号に掲げる経費及び光熱水等の実費弁償

(災害補償)

第 12 条 甲の要請に基づき医療救護活動に参加している間、及び救護所との往復の途上において負傷し、疾病に罹り又は死亡した場合の災害補償は、「鳥羽市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年鳥羽市条例第 16 号）」の規定を準用するものとする。

(医事紛争の処理)

第 13 条 この協定に基づき実施した医療救護活動において患者との間に医事紛争が発生したときは、甲の責任において処理するものとし、乙又は従事医師に求償しないものとする。

(災害救助法との関係)

第 14 条 当該災害が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による指定を受けた場合は、本協定はその指定を受けた日から災害救助法の定めるところによる。

(委任)

第 15 条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項及び実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の期間)

第 14 条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定期間の満了する 1 月前までに、甲又は乙から協定を更新しない旨の意思表示がない場合は、協定期間満了の日の翌日から更に 1 年間更新するものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木 田 久主一

乙 志摩市阿児町鵜方 2548 番地 2
社団法人 志摩医師会
会 長 岡 宗 眞一郎

協定-25(2) 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細目

鳥羽市（以下「甲」という。）と社団法人志摩医師会（以下「乙」という。）とは、平成 22 年 10 月 1 日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第 15 条の規定に基づき、実施細目を次のとおり定める。

（連絡調整責任者）

第 1 条 協定書第 8 条に規定する連絡調整を行うにあたり、甲及び乙の指定する者は、次のとおりとする。

甲の指定する者 鳥羽市健康福祉課長

乙の指定する者 救急災害医療担当理事

（緊急連絡網の整備）

第 2 条 甲及び乙は、協定書第 3 条に規定する医療救護活動の要請及び実施を迅速、かつ、円滑に行うため緊急連絡網を整備し、相互に共有するものとする。

（医療救護班の編成）

第 3 条 医療救護班は、医師、看護師その他補助要員により構成する。

2 班長は、医師が行う。

3 班長は、必要に応じて甲の消防救急隊員及び保健師等の支援を求めることができる。

（医療救護活動の実施場所）

第 4 条 医療救護班は、協定書第 5 条に規定する救護所において、同第 6 条に規定する業務にあたるものとする。ただし、必要があると認められる場合は、救護所以外の災害現場において業務を行うものとする。

（派遣を要する災害の程度）

第 5 条 協定書第 3 条第 1 項に規定する「医療救護活動を実施する必要がある場合」とは、集団的に多数の傷病者が発生している場合とする。

（派遣要請の方法）

第 6 条 協定書第 3 条第 1 項に規定する派遣要請は、鳥羽市長から社団法人志摩医師会長に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ないと判断されるときは、甲の指定する連絡調整責任者から乙の指定する連絡調整責任者に直接派遣要請をすることができるものとする。

- 3 乙は、甲の派遣要請を受ける前に緊急やむを得ない事情により独自の判断で医療救護班を派遣した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、甲の承認を受けるものとする。

(連絡調整事項)

第7条 協定書第8条に規定する連絡調整事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医療救護班の編成に関すること
- (2) 医療救護班の移動に関すること
- (3) 救護所の設置に関すること
- (4) 死亡者に関すること
- (5) 後方支援医療機関に関すること
- (6) 医薬品及び医療材料に関すること
- (7) その他医療救護活動に関すること

(医療救護活動従事者の費用弁償)

第8条 協定書第11条第1項に規定する医療救護活動に従事する者に対する費用弁償の額は、鳥羽市休日・夜間応急診療所の従事者に支給する報償金の額を準用する。

(費用弁償等の請求)

第9条 協定書第11条に規定する費用弁償等の請求の手続きは、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第1号の場合

医療救護班派遣費用弁償請求書(様式第1号)に、各医療救護班ごとの医療救護活動報告書(様式第1-1号)を添付して請求する。

- (2) 第2号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、医薬品、医療材料等使用報告書(様式第2-1号)を添付して請求する。

- (3) 第3号の場合

医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に、物品等損害報告書(様式第2-2号)を添えて請求する。

- (4) 第4号の場合

交通機関等利用実費弁償請求書(様式第3号)により請求する。

- (5) 第2項の場合

医療施設等に損傷が生じたときの修繕費は、医療救護活動実費弁償請求書(様式第2号)に物品等損害報告書(様式第2-2号)及び関係業者の見積書を添えて請求するものとし、その他については、前各号の規定を準用する。

2 乙は、医療救護活動を実施したときは、活動終了後、速やかに前項に規定する書類を取りまとめ、甲に請求するものとする。

3 甲は、乙から請求を受理したときは、速やかに支払うものとする。

(事故報告)

第 10 条 協定書第 12 条の規定に該当する事故が発生した場合は、乙は、速やかに事故報告書(様式第 4 号)に、事故傷病(死亡)者概要(様式第 5 号)を添えて甲に提出するものとする。

(通信施設の整備)

第 11 条 甲は、乙との連絡体制を迅速、かつ、円滑に実施するため、救護所に消防無線の移動局を配備するよう努めるものとする。

この実施細目の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。

平成 22 年 10 月 1 日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木 田 久主一

乙 志摩市阿児町鵜方 2548 番地 2
社団法人 志摩医師会
会 長 岡 宗 眞一郎

協定-26 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、鳥羽市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 鳥羽市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 鳥羽市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成 **23** 年 **5** 月 **31** 日

名古屋市中区三の丸二丁目5番1号
国土交通省 中部地方整備局長

富田 英治



三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長

木田 久主



協定-27(1)～(4) 災害時相互応援協定書

※ 同一内容で岐阜県美濃市(1)、長野県大町市(2)、同県飯島町(3)、兵庫県三田市(4)

鳥羽市（以下「甲」という。）及び美濃市（以下「乙」という。）は、相互扶助の精神に基づき、災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。以下同じ。）の発生時において相互に応援をすることについて次のように協定を締結する。

（相互に行う応援）

第 1 条 甲及び乙は、そのいずれかの区域において災害が発生した場合に、当該その区域において災害が発生した市（以下「被災市」という。）に対し、もう一方の市が被災市の行う災害応急対策に関し応援を実施する。

2 前項の規定により行う応援は、応援を行う市（以下「応援市」という。）の長において過剰な負担とならないと認められる範囲において、実施するものとする。

（応援の内容）

第 2 条 前条の規定により行う応援の内容は次の各号に規定するものとする。

(1) 次の事項を行うために必要な物資、機材又は車両の譲与又は貸付け

ア 被災者の救難、救護その他保護の実施

イ 医療

ウ 防疫

エ 災害の拡大を防止するために必要な応急措置の実施

オ 被災市の公用又は公共用施設の応急的な復旧

カ 食料、飲用水その他生活必需品又は応急措置に必要な物資の運搬

(2) 前号カに規定する物の譲与

(3) その他被災市から応援市に対し要請のあった事項

(4) 職員を被災地において前各号に規定する応援の内容に従事させること。

（応援の要求の手続）

第 3 条 被災市は、前 2 条の規定による応援を受けようとするときは、法第 67 条第 1 項の規定により応援市に応援を求めるものとする。

2 前項の規定により応援を求める方法は、次に掲げる事項について、状況に応じ可能な範囲内において明らかにして電話その他の早期に情報の伝達が可能な方法により連絡することによるものとする。なお、口頭により応援を要請した場合は、後日、速やかに書面で送付するものとする。

(1) 災害による被害の状況

(2) 譲与又は貸付けを受けたい物資、機材又は車両の品目、規格及び数量

(3) 前条第 4 号の規定により応援に従事する職員（以下「応援従事職員」という。）の職種及び人数

- (4) 応援を受けたい期間
- (5) 応援の実施に係る場所
- (6) その他応援を受けるに当たり必要な事項

3 前項の規定によるもののほか、被災市が応援を求めるに際しては、甲乙が別に定めるところにより、災害の種類、その発生日時その他の必要事項を記載した書面を応援市に送付するものとする。

(応援の実施等)

第4条 応援市は、前条の規定による応援の求め（以下「応援の要求」という。）を受けたときは直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

2 応援市は、応援の要求がない場合において、被災市に対し応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲内において応援を実施するものとする。

3 応援の要求を受けた市が応援を実施できない場合は、速やかに被災市にその旨を通知しなければならない。

(指揮権)

第5条 応援従事職員は、法第67条第2項により被災市の長の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、法第92条の規定により被災市が負担することを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による応援の要求がない場合の応援に要する経費は、法令に定めがあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

3 応援従事職員に支払われるべき給料、手当及び旅費は、法令に定めのあるものを除くほか、応援市が負担するものとする。

4 応援に要する経費について前3項の規定によりがたいときは、その都度甲乙が協議して定める。

(災害補償等)

第7条 応援従事職員がその職務上負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は当該負傷若しくは疾病の治癒後において障害を有するに至った場合における補償は、法令の規定によるもののほか応援市の負担により行うものとする。

2 応援従事職員がその職務上第三者に損害を与えた場合は、その損害の原因となった事由が応援市と被災市の往復の途上において発生したものであるときを除き、被災市が賠償の責務を負うものとする。

3 前項の規定により被災市が賠償の責務を負う場合において第三者から応援市に損害賠償の請求があり、応援市が損害賠償を行ったときは、被災市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を応援市に支払うものとする。

4 第2項の規定により応援市が賠償の責務を負う場合において第三者から被災市に損害賠償の請求があり、被災市が損害賠償を行ったときは、応援市は当該行われた損害賠償の額に相当する額を被災市に支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 甲及び乙は、必要な情報を相互に交換し、応援を円滑に行うことができるようあらかじめこの協定の

実施に関する連絡を担当する部署を定めるものとする。

(立会い)

第9条 この協定は、鳥羽市議会議長及び美濃市議会議長を立会人とし、その立会いのもとで締結するものとする。

2 立会人は、前項の規定による立会いをすることによって、この協定書に定められた事項について何ら責任を負うものではない。

(補則)

第10条 この協定に定められた事項の実施に関し、この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、甲、乙及び立会人それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成23年10月17日

甲 鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 美濃市
美濃市長 石川 道政

立会人
鳥羽市議会
議長 坂倉 紀男

立会人
美濃市議会
議長 山口 育男

協定-27 (5) 災害時相互応援協定

三重県鳥羽市と静岡県袋井市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合における相互の応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、いずれかの市に災害が発生した時に、被災市の要請に基づき応急措置を円滑に遂行するため、基本的な事項について定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時収容のための施設の提供及び住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。
ただし、緊急の場合は、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害及び被害が予想される状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所の経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間及び必要とされる装備品
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された市は、可能な限りこれに応ずるよう取り組むものとする。

- 2 協定市は、応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援の要請を受けた市が応援を実施できない場合は、当該要請をした市に速やかにその旨を連絡するものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う市が負担するものとし、応援に派遣した職員が、その業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、応援を行う市が行うものとする。
- (2) 応援に派遣した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた市が負担するものとする。ただし、応援を受ける市への往復の途中に第三者に損害を与えた場合は、応援を行う市の責任とする。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は、原則として応援を受けた市が負担するものとする。

(指揮権)

第6条 応援を行う市の職員が応援に従事するときは、応援を受ける市の災害対策本部長の指揮に従い行動するものとする。

(連絡責任者)

第7条 第3条の規定による応援の手続を、緊急時において確実かつ円滑に行うため、各市に連絡責任者を置くものとする。

(体制の整備)

第8条 各市は、この協定に基づく応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市が協議して定めるものとする。

(適用日)

第10条 この協定は、令和3年3月25日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各市記名・押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年3月25日

三重県鳥羽市長

中村欣一郎



静岡県袋井市長

原田英之



協定-28 災害時の葬祭業務に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害により多数の死者が集中的に発生した場合における葬祭用品の供給等に係る甲及び乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時の葬祭用品の供給等を必要とするときは、乙に対し葬祭用品の供給等の協力を要請することができることとし、乙は、次の各号に掲げる葬祭用品の供給等の協力を甲にするものとする。

- ① 棺（棺用マット、棺布団、棺覆、仏衣、ドライアイスを含む）の供給
- ② 骨壺、骨箱（骨箱覆、骨上げ箸を含む）の供給
- ③ 埋葬又は火葬に至るまでの業務（納棺、運搬を含む）の供給
- ④ その他甲が指定する業務

2 前項に規定する葬祭用品の仕様については、別表1のとおりとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、前条に掲げる協力要請を乙に行う際には、甲が乙に別紙協力要請書（様式第1号）により要請するものとする。

2 前項に規定する要請書による要請について、特に急を要する場合や書面による連絡が不可能な場合などは、甲は口頭での要請も行えるものとするが、この場合でも遅滞なく乙に対し書面による要請を行うものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、誠実に実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき実施したときは、乙は甲に別紙業務実績報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙の協力に要した費用については、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、葬祭用品の供給等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、乙から支払の請求があった場合には、速やかに支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、災害救助法施行細則(昭和40年三重県規則第11号)に定められた費用の限度額の範囲内で、甲、乙協議し、決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は、締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲乙双方から協定解除の申し出がないときは、協定期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、この本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年2月16日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市桜橋3丁目286番地
三重県葬祭業協同組合
理事長 山本 善巳

様式第 1 号

第 号
年 月 日

三重県葬祭業協同組合 理事長 様

鳥羽市長



協 力 要 請 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第 3 条の規定に基づき、次のとおり協力を
要請します。

要 請 担 当 者	担 当 者 名 鳥羽市 課 連絡先電話番号 F A X 番 号
口頭、電話等により 連 絡 し た 日 時	年 月 日 () 時 分
要 請 理 由	
要 請 内 容	
供 給 場 所	
履 行 期 間	
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載して下さい。

様式第 2 号

第 号
年 月 日

鳥羽市長 様

三重県葬祭業協同組合
理事長



業 務 実 績 報 告 書

災害時の葬祭業務に関する協定書第 5 条の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

要請依頼番号 及び日時	年 月 日付 第 号
供 給 内 容	
供 給 場 所	
履 行 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
連 絡 先 (担 当 者)	
備 考	

別表 1

品 目	仕 様	備 考
寝 棺	桐プリント平蓋 窓付 長 1,800mm×幅 530mm×高 395mm	
大 棺	桐プリントR蓋 窓付 長 1,900mm×幅 560mm×高 420mm	
小 棺	桐プリント平蓋 子供用 2 尺 長 600mm×幅 297mm×高 230mm	
寝棺マット	吸水シート（ポリマー入）	
棺 覆	無地（窓付）	寝棺用
棺 布 団	綿入三点セット（枕・敷布団・掛布団）	
仏 衣	無地（大・足袋付）	
骨 壺	（大） 白 磁 6 号 （中） 白 磁 5 号 （小） 白 磁 4 号	
骨 箱	（大） 桐 箱 7 号 （中） 桐 箱 6 号 （小） 桐 箱 5 号	
骨 箱 覆	（大） 金・銀 7 号 （中） 金・銀 6 号 （小） 金・銀 5 号	
骨 上 箸	袋入	

※ 協議のうえ変更する場合もある。

※ 同内容で協定締結している組織
三重県鳥羽市鳥羽三丁目 15 番 9 号 光造花

協定-29 災害時における宿泊施設等の使用に関する協定書

災害時に宿泊施設等を津波避難場所としての使用に関し、株式会社鳥羽国際ホテル（以下「甲」という。）と 鳥羽市（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、鳥羽市内に地震、津波が発生し、または発生するおそれがある場合における津波避難場所（以下「津波避難場所」という。）として、甲の所有する鳥羽国際ホテルを使用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設使用用途は、津波避難場所とする。

（使用変更の報告）

第3条 甲は、何らかの事情により津波避難場所としての使用が不可能となるときには、
乙に連絡するものとする。

（使用期間）

第4条 使用施設の使用期間は、強い地震を感じたとき、弱い地震であっても長い時間
ゆっくりとした揺れを感じたとき、または津波警報が発表されたときから、津波警報の解除等により津波のおそれなくなったときまでとする。

（費用負担）

第5条 施設の使用料は無料とする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第6条 使用施設が津波避難場所として使用された場合の施設の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。ただし、地震、津波等の災害により損傷した箇所については、この限りではない。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 甲は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の締結期間は、協定の日から平成24年4月1日から平成25年
3月
31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、
この協定は期間満了の日の翌日から更に1年間更新されるものとし、以降も同様とする。
。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その
の
都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 鳥羽市内において震度5強以上の地震が発生した場合、甲、乙双方の協議により避難所として使用できるものとする。

上記協定の証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年2月24日

甲 三重県鳥羽市鳥羽1丁目283-1
株式会社鳥羽国際ホテル

⑨

乙 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市

鳥羽市長 本田久生一

⑨

※1 同内容で協定締結している宿泊施設等

- ①扇芳閣、②鳥羽グランドホテル、③湯快リゾート鳥羽 彩朝楽、
- ④ガーデンヒルズ利平治、⑤サン浦島 悠季の里、⑥ホテル芭薪萃、
- ⑦和風旅館 新八屋、⑧五感の宿 慶泉、⑨リゾートヒルズ豊浜、
- ⑩別館すずき、⑪民宿旅館 山川、⑫御宿 瀬乃崎

※2 第10条を除く内容で協定締結している施設

- ⑬てんぐ山、⑭与吉屋、⑮中山かき直売所、⑯陽光苑

協定-30 災害時における物資供給に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリと災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行なったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、被災時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行なうものとする。ただし文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める運送手段により運送するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び、物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了をしない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月 1日

三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

甲

鳥羽市長 木 田 久主一

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 賢 一

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	緊急ミニトイレ

協定-31 災害時における協定書

社会福祉法人あしたば福祉会(以下「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、災害発生時等に、乙が津波避難場所及び風水害等避難所(以下「避難所等」という。)として甲の施設を使用することについて、必要な事項を定めるため、次のとおり協定書を締結する。

(避難所等)

第1条 甲は、鳥羽市内に地震、津波、豪雨、洪水等の災害が発生及び発生する恐れがあり、住民や帰宅困難者(以下「住民等」という。)の避難所が必要と判断される場合には、甲が管理する下記の施設を避難所等として使用することができるものとする。

○所在地：鳥羽市鳥羽五丁目

○施設名：あしたば作業所

(避難所等の開設)

第2条 乙は、第1条の定める施設を避難所等として使用するときは、事前に甲に報告しなければならない。ただし、緊急を要する場合は開設後に報告するものとする。

(避難所等の管理)

第3条 避難所等の管理運営は乙の責任において行うものとする。

(施設の使用料)

第4条 施設の使用料は無料とする。ただし、避難所として長期使用する場合においては、甲・乙別途協議することとする。

(避難所等としての使用の終了)

第5条 乙は、第1条に定めた施設について避難所等としての使用を終了する際には、甲に報告するとともに、その施設を原状回復し、甲の確認を受けなければならない。

(利用者責任)

第6条 甲は、住民等が施設に避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の期間は平成24年4月17日から平成25年3月31日までの1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がない場合はさらに1年間延長するものとし、以後これに準じて延長するものとする

(協議)

第8条 協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、決定・解決を図るものとする。

平成24年4月17日

甲 鳥羽市鳥羽五丁目8-62
社会福祉法人 あしたば福祉会
理事長 岩井 吉太郎

乙 鳥羽市鳥羽三丁目1-1
鳥羽市長 木田 久主一

協定-32 災害時に備えた相互協力に関する申合せ

鳥羽市（以下「甲」という。）と鳥羽警察署（以下「乙」という。）とは、災害時に備えた相互協力に関し、次のとおり申し合わせる。

第1 趣旨

この申合せは、鳥羽市の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防衛又は拡大の防止のための措置（以下「災害応急対策」という。）を円滑かつ迅速に講ずることができるようにするため、甲乙の相互協力に関し、必要な事項を申し合わせるものである。

第2 申合せ内容

1 情報の相互提供のための措置

甲及び乙は、災害時において、次に掲げる情報を相互に提供するため、甲乙協議の上、連絡窓口の設定等必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 死者、行方不明者、負傷者等人的被害に関する情報
- (2) 建物被害、交通網被害、ライフライン被害等物的被害に関する情報
- (3) 被災者、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等支援を必要とする者に関する情報
- (4) その他災害応急対策に有用と認める情報

2 津波防災地域づくりの推進に関する措置

甲及び乙は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、甲が作成する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 警戒区域設定に伴う措置

甲及び乙は、甲その他の者が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 63 条第 1 項の規定に基づく警戒区域を設定した場合の対応に関し、甲乙協議の上、その実効性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

4 遺体の取扱に関する措置

甲及び乙は、乙が行う検視並びに遺体の身元確認、安置及び引渡しに関し、甲乙協議の上、遺体の取扱場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

5 拾得物等の取扱いに関する措置

甲及び乙は、拾得物等の取扱いに関し、甲乙協議の上、拾得物等の保管場所の確保等必要な措置を講ずるものとする。

第3 了解事項

- 1 この申合せは、甲と乙との間に強制を課するものでなく、甲乙の相互協力によってその趣旨を実現するものである。

2 この申合せの内容に含まれない事項及びこの申合せの内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決するものとする。

この申合せを証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各1通を保有する。

平成24年4月25日

(甲) 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 鳥羽市松尾町74番地4
鳥羽警察署
鳥羽警察署長 服部 孝彦

協定-33 大規模災害発生時における相互協力に関する協定

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、鳥羽市長（以下「甲」という。）と鳥羽海上保安部長（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定を締結する。

第1 鳥羽市の施設使用

- 1 甲は、災害時において、乙の庁舎が損壊、浸水、火災等の甚大な被害を受け、もしくは受けるおそれがある場合、甲の指定する施設（以下「指定施設」という。）を、乙が海上保安業務用施設として使用することを承諾するものとする。
- 2 乙は、災害時に指定施設を使用しようとする時は、あらかじめ別紙「行政財産使用許可申請書」を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭による申請を行い、事後、速やかに申請書を提出するものとする。
- 3 甲は、指定施設について、災害応急対策に関し甲と乙の円滑な連携を図るため、鳥羽市の対策本部に隣接するとともに、約90平方メートル程度の広さを有する施設となるよう配慮するものとする。
- 4 指定施設の使用期間は、大規模災害が発生した日を起算日として、同日から原則として90日以内とし、期間の延長については、必要により甲乙が協議してこれを定めるものとする。
- 5 本協定に基づく指定施設の使用料は無償とする。ただし、指定施設の使用に係る光熱水料については、乙は、甲に支払うものとする。支払額の決定方法等、支払の詳細については、甲乙双方が協議し定めるものとする。
- 6 乙は、当該使用が終了したときは、これを原状に復する責務を負う。
- 7 甲は、乙が指定施設を使用するに当たり発生した事故等に対する責任は、一切負わないものとする。
- 8 災害時において、甲が指定施設の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲乙協議の上、指定施設の変更、本協定の解約等について定めるものとする。

第2 災害時の情報の相互提供

甲及び乙は、災害時において、海上並びに離島及び沿岸地域における次に掲げる情報を、相互に提供するものとする。

イ 負傷者、行方不明者、死者等の人的被害に関する情報

- ロ 船舶の漂流、転覆、沈没、火災等の海難に関する情報
- ハ 灯台、航路標識、港湾、漁港等の物的被害に関する情報
- ニ 被災者、避難者、災害時要援護者等の支援を必要とする者に関する情報
- ホ その他災害応急対策に有用と認める情報

第3 その他

- 1 本協定書に定めない事項及び本協定に関して疑義の生じた事項については、甲乙双方が協議して解決するものとする。
- 2 本協定は、平成24年7月12日から適用する。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年7月12日

(甲) 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 木田 久主一

(乙) 三重県鳥羽市鳥羽一丁目2383番地28
鳥羽海上保安部長 柳田 誠治

協定-34 災害救助に必要な物資の調達に関する協定書

 鳥羽市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本非常食推進機構（以下「乙」という。）は、双方が保有又は管理する災害対策用備蓄物資（以下「物資」という。）を相互に活用して災害活動等を行うことに関し、次のとおり協定を取り交わす。

（目的）

第1条 地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合において、甲は乙が保管又は管理する物資（以下「災害用物資」という。）を調達することにより、地域の防災力の向上を図るとともに、甲が備蓄する賞味期限又は消費期限が近づいた物資（以下「再活用物資」という。）を乙へ譲渡することにより、福祉の向上と物資の有効活用に資することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、物資の備蓄に関する情報交換に努め、甲は乙が行う防災啓発活動、生活支援活動、人道支援活動等、社会貢献としての事業に対し、協力を行うものとする。

（災害時の支援要請）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合において災害用物資を調達する必要があると認めるときは、書面により、乙に支援を要請するものとする。ただし、書面を提出するいとまがない場合は口頭にて要請を行い、その後速やかに書面を提出するものとする。

(1) 甲において、災害が発生し又は発生する恐れがあるとき。

(2) 甲以外の災害救助のため、他自治体等から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。



（災害時支援要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、前条による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとり、その状況を甲に報告するものとする。

（災害用物資の運搬、引渡し及び費用負担）

第5条 災害用物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は乙が行うものとする。

2 災害用物資に係る費用負担については、次のとおりとする。

(1) 災害用物資の対価は無償とする。

(2) 運搬費用については、甲が負担するものとする。ただし、甲乙協議の上、別に定めたときはこの限りではない。

- 3 甲は、乙から引き渡しを受けた災害用物資の品目と数量を確認後、乙に対し、引き渡しを受けたことを証する書面を、速やかに提出するものとする。

(再活用物資の譲渡)

第6条 甲は、再活用物資の譲渡可能時期及び数量等について乙と協議し、双方合意の上譲渡するものとする。

(再活用物資の運搬、引渡し及び費用負担)

第7条 再活用物資の引渡し場所の指定及び引渡し場所までの運搬は、甲が行うものとする。

- 2 再活用物資に係る費用負担については、次のとおりとする。

- (1) 再活用物資の対価は無償とする。
- (2) 運搬費用その他譲渡に係る経費については、乙が負担するものとする。
ただし、甲乙協議の上、別に定めたときはこの限りではない。

(譲渡された再活用物資の取り扱い)

第8条 乙は、再活用物資の利用にあたっては、公共性、有効性及び効率性に配慮するものとし、次の事業に活用するものとする。

- (1) 甲内の在勤・在学者等を対象として実施する防災啓発活動等
- (2) 甲が認める乙又は乙が他の団体と協力して行う防災啓発活動等
- (3) 被災地又はそれに準ずる場所で行う人道支援活動
- (4) 社会福祉法人、NPO法人等が実施する生活支援等非営利活動
- (5) 前各号に定めるほか、甲が認める乙の行う活動

- 2 乙は、再活用物資の転売、金銭その他の有価物との交換又は廃棄をしてはならず、甲に対しその旨を誓約するものとする。ただし、甲が承諾したときはこの限りでない。

- 3 乙は、甲乙間で特別の定めがない限り、譲渡された再活用物資を甲に返品することはできないものとする。

(実施報告)

第9条 乙は、再活用物資を利用したときは、速やかに甲に対してその報告を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に規定する条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、締結の日の属する年度の末日をもって失効する。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は

乙から書面による異議の申出がないときは、甲乙ともに異議がないものとして、この協定期間を1年延長するものとし、以後もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和2年7月10日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長 中村 欣一郎



乙 三重県四日市市浮橋一丁目4番地3
一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古谷 賢治



(第1号様式)

年 月 日

緊急物資調達要請書

一般社団法人日本非常食推進機構

代表理事 古谷賢治 様

県

市・町

災害救助に必要な物資の調達要請について

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。
なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

1. 災害及び応援を必要とする状況

2. 応援を必要とする物資の内容

要請期日	必要とする物資の内容	数量	物資の引渡場所	運搬方法	備考

* 要請量は、1日当たりとする

問い合わせ先

部

課

電話

FAX

担当

(第2号様式)

連 絡 責 任 者 届

【 県・市・町】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

【一般社団法人連絡責任者】

1. 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	

2. 時間外および休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		

(第3号様式)

年 月 日

物資相違報告書

様

一般社団法人日本非常食推進機構
代表理事 古 谷 賢 治

「災害救助に必要な物資の調達に関する協定書」(第7条)に基づき、当社の(物資可能数量・措置状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

地 区	数量	地 区	数量

注：協定書第7条による報告は、配布地区一覧を記入する。

2. 物資の搬入場所 (いずれかに○をつける)

- (ア)災害対策本部まで搬入する
(イ)当社の指定場所で引渡し
(ウ)その他 (県・職員が指定する場所で引渡し等)

3. 搬入方法 (陸路 ・ 空路 ・ 海路)

協定-35 災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県鳥羽LPガス協議会（以下「乙」という。）とは、社団法人三重県LPガス協会と三重県が2013年4月1日締結した「災害時におけるLPガスの供給に関する協定書第1条第2項」に基づき、鳥羽市に地震、風水害その他による災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の緊急用LPガス等の調達について、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における緊急用LPガスの調達について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（協力体制の確保）

第2条 災害時に必要なLPガスの調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、それを受け可能な限り必要な対応を行うものとする。

（LPガスの範囲）

第3条 この協定の対象となる緊急用LPガスは、容器、カセットコンロ、燃焼機器等LPガスを燃料として使用するために必要な器具を含むものとする。

（要綱）

第4条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対し、緊急用LPガスの供給を要請することができるものとする。

- （1） 甲において災害が発生し、甲の自治会等からLPガス調達の斡旋を求められたとき又は甲自らの調達の必要を認めたとき。
- （2） 甲外の災害に関し、甲を経由し国又は三重県からLPガス調達の斡旋を求められたとき。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく措置）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために、速やかに必要な措置をするとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（搬送及び引渡し）

第6条 乙は緊急用LPガスの搬送及び引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

2 緊急用LPガスの搬送は原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けた上、甲が指定する者に引き渡すものとする。

(価格)

第7条 乙が第5条の措置に要した費用(器具設置、接続を含む)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とした、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 乙が供給した緊急用LPガスの代金の支払い方法等は、甲と乙との協議によるものとし、甲は、その支払いに責任を負うものとする。

(補償)

第9条 甲は、第5条の規定に基づき甲又は乙の指示により従事した者が、その責に帰する事が出来ない事由により死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になったときは、三重県条例(昭和37年10月31日三重県条例第46号災害に伴う応急処置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例)の規定を準用しその損害を補償する。

(現有数量の把握)

第10条 乙は、毎年3月31日現在の供給可能なLPガスの数量を把握しておくものとする。

(防災力の向上)

第11条 乙は、協会活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めない事項で必要が生じたときは、甲・乙協議の上定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、2013年4月1日から効力を有するものとし、この協定の有効期限は、その効力が発生する日から1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲・乙いずれからも何等意思表示がない場合は、さらに1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

2013年4月1日

甲 鳥羽市長 木田 久主

乙 三重県鳥羽LPガス協議会
会長 宮本 和良



協定-36 防災拠点災害対応機器備蓄に関する覚書

鳥羽市（以下甲という）と一般社団法人三重県LPガス協会（以下乙という）は、三重県鳥羽LPガス協議会が、甲と2013年4月1日締結の災害時におけるLPガス等の調達に関する協定書第11条に基づき次のとおり協力する。

記

1. 地震、津波その他大規模災害に備え防災機器を備蓄するに当たり甲・乙は次の内容を確認した。

(1) 乙は、乙の費用において概ね次の機器を備蓄する。

・ポータブルガス発電機	2台	(MGC900GP)
・大型(5升炊き)ガス炊飯器	2台	(RR-50、PR101DSS)
・ガストープ	1台	(R-1290VMS)
・大型ガスコンロ	2台	(2重・3重巻錆物製)
・調理台	2台	(BW186N、BWG-076N)
・寸胴鍋及び関連部材	1式	
・プロライト	1台	(PLT-52)
・紙食器200人分	1式	(コップ、箸、スプーン、器、皿)
・上記保管用薄板鉄板倉庫	1棟	(3,067×2,862×2,458)
・上記ガス機器用供給部材	1式	(調整器、ガスホース等)

(2) 甲は、上記保管庫設置スペースを無償にて提供する。

(3) 場所の選定に当たっては、甲・乙協議し最も有効な場所とする。

(4) 機器等に修理が必要と甲・乙が確認した場合の修復は、三重県鳥羽LPガス協議会が担当し、修理部材費等は甲が負担する。

(5) 当該機器備蓄の保管は甲・乙協力しておこない非常時に対応出来る状態にしておく
尚当該保管庫の鍵は甲が保管する

(6) 当該備蓄機器使用の判断は、甲が行う

2014年2月18日

甲 三重県鳥羽市3丁目1-1

鳥羽市長

木田久重一



乙 三重県津市柳山津興369-2
一般社団法人三重県LPガス協会

会長

藤岡 傳



協定-37 災害時等における軽油燃料の供給協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と石川商工株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲の行う応急措置業務等に必要な軽油燃料の供給協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲がこの協定による要請を行うときは、書面により行うものとする。但しその暇がないときは、口頭または通信手段を用いて行うことができるものとする。この場合は後日速やかに提供要請を行った旨が記載された文書を提出する。

（軽油燃料の供給）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 乙は、鳥羽市松尾町地内に保有する生コンクリートプラント施設内の自家用給油施設に貯蔵している軽油燃料（最大1万リットル）を現地にて供給するものとする。

（軽油燃料の返還）

第4条 甲は、供給を受けた日から1箇月以内に、供給を受けた軽油燃料に相当する軽油燃料を、前条第2項に規定する自家用給油施設に返還するものとする。ただし、災害時等の影響で軽油燃料の輸送が困難な場合はこの限りではない。

（協議）

第5条 この協定に定めない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年 6月20日

甲 三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

鳥羽市長

木田久重



乙 三重県伊勢市小木町57-1

石川商工株式会社

取締役社長

石川周平



協定-38 災害時等におけるボランティア活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時におけるボランティアセンター活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、「鳥羽市地域防災計画」及び「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、甲乙の連携及び災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設等に関して、必要な事項を定める。

（センターの開設）

第2条 甲は、災害が発生し、ボランティアによる活動が必要と認めたときは、乙と協議しセンターを開設する。

2 前項の協議は、甲が乙に対し、協議の内容を明記した文書により行うものとする。ただし、急を要する場合は、口頭により連絡し、後日文書をもって処理するものとする。

（連携・協力）

第3条 甲と乙は、センターの運営についてお互いに連絡を取り、相互に協力をするものとし、乙は、センターの開設等につき他の業務に優先して協力するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが実施する業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害ボランティア（特定の技能、資格等を要する専門ボランティア以外のもの）の受入れ及び活動依頼に関すること。
- (2) 市災害対策本部との連携による災害情報の収集及び市民等に対しての情報の提供。
- (3) 災害ボランティアの需要・状況の把握、提供及び活動支援。
- (4) 災害ボランティア活動に必要な資機材の調達、提供及び管理に関すること。
- (5) 三重県社会福祉協議会及び関係ボランティア・市民活動団体との連絡調整並びに派遣要請に関すること。
- (6) その他センターの活動に必要と認められる業務。

（設置場所）

第5条 センターの設置場所は、保健福祉センター「ひだまり」とする。ただし、当該施設が被災し、設置することが困難な場合を想定し、甲乙協議のうえ、甲はこれに代わる場所を確保しておくものとする。

2 甲又は乙が、著しい被害を受けた地域にセンターの分室的な機能を持つ現地センターの設置の必要性を認めたときは、甲乙協議のうえ、設置を行い、甲は、設置場所の確保に努めるものとする。

3 その他、センターの運営に必要な場所の確保は、甲乙協議のうえ、甲が場所の確保に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 センター運営に関する必要な費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 前項に規定する費用の支払方法は、別に定める。

(資器材の確保)

第7条 甲と乙は、センター運営に必要な資器材を相互に協力して確保するものとする。

(センターの閉鎖時期)

第8条 センターの閉鎖時期については甲乙協議のうえ、甲が決定する。

2 乙は、甲の要請に基づき実施した業務が完了した場合は、速やかに報告するものとする。

(研修等の実施)

第9条 甲と乙は、平常時から協力して、災害時におけるボランティア活動に関する研修・講習会を実施し、人材の育成に努めるものとする。

(平常時の取り組み)

第10条 甲と乙は平常時より、災害時に備えたセンターの機能の整備に努めるものとする。

(関係団体との協力体制)

第11条 甲と乙は、平常時から協力して、登録ボランティア及び関係機関・地域各種団体等との協力体制の確立を図る。

(ボランティア保険への加入)

第12条 乙は、災害時のボランティア活動中の事故に備え、災害発生時のボランティア活動開始時に、活動参加者を保険に加入させることとする。

2 前項のボランティア保険の加入金については、ボランティアが負担するものとする。

(ボランティア向け駐車場等の確保)

第13条 甲は、災害時のボランティア活動者等が使用する駐車場等について、乙とその必要性を協議のうえ、場所の確保に努めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成26年8月1日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 本田久生



乙 鳥羽市大明東町2番5号

社会福祉法人鳥羽市社会福祉協議会

会長 森下幸穂



協定-39 災害時における動物救護活動に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と公益社団法人三重県獣医師会伊勢志摩支部（以下「乙」という。）とは、鳥羽市に大規模な地震、津波、風水害、武力攻撃災害その他の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、動物救護に関する活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合に、甲が行う動物救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請等）

第2条 甲は、動物救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から要請を受けた場合は、特別な理由がない限り、直ちに動物救護活動を行うものとする。

3 乙は、緊急を要すると判断した場合は、甲の要請の有無にかかわらず、動物救護活動を行うことができる。

4 乙は、前項の規定により、動物救護活動を行った場合は、このことを甲に報告するものとする。

（動物救護活動の場所）

第3条 乙は、甲が指定する避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、及び公益社団法人三重県獣医師会員の保有する診療施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（動物救護活動の内容）

第4条 乙の業務の内容は、次の事項とする。

- （1）避難所における動物救護所設置の協力
- （2）動物救護所における被災動物の管理及び飼養の指導
- （3）負傷動物への医療処置
- （4）負傷動物の医療施設への搬送の要否の決定
- （5）被災動物に関する情報の収集及び提供
- （6）動物の死亡確認
- （7）甲が行う動物救護活動に対する指導及び公衆衛生活動への協力
- （8）その他必要な応急業務

(動物の収容)

第5条 甲は、甲が指定する避難所に市民が動物を同行して避難する際には、動物収容設備（ケージ等）の携行を促し、乙はこれに協力するものとする。なお、本条における動物とは、一般家庭で飼育されている犬、猫、鳥、その他小動物とする。

(費用弁償)

第6条 本協定に基づき乙が実施する動物救護活動に要する経費については、原則として当該動物の飼育者に負担を求めるものとする。

2 動物飼育者が不明であったり、被災により前項に定める費用を支払うことが困難である場合、乙は、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付物品を用いる等の方法による対応に努めることとし、そのうえで、甲乙協議のうえ費用負担について決定する。

(防災訓練)

第7条 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(損害の処置)

第8条 業務の実施に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後直ちにその状況を甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定めるものとする。

(災害補償)

第9条 甲は、その要請により第4条各号の業務を行った会員が、その為に死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は条例（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し補償するものとする。ただし、当該従事者が事故等の原因となった第三者から損害賠償を受けたときは、同一事故については、これらの額の限度において補償の責を免れる。

(連絡調整)

第10条 甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、それぞれ連絡責任者を定め、年1回以上相互に連絡先を確認するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成27年3月13日からその効力を有するものとし、甲又は

乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成27年3月13日

甲 鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市長 木田 久主



乙 度会郡南伊勢町東宮 2384

公益社団法人

三重県獣医師会伊勢志摩支部

支部長 西村 泰彦



協定-40 Lアラート(公共情報コモンズ)の運用に係る覚書

三重県(以下、「甲」という。)と鳥羽市(以下「乙」という。)とは、Lアラート(公共情報コモンズ)(以下「Lアラート」という。)への情報提供について、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 この覚書は、甲が運用する防災情報システム(以下「システム」という。)に乙が入力した情報をシステムからLアラートに提供するために必要な事項を定めることを目的とする。

(情報提供)

第2条 乙がシステムに入力し、Lアラートに情報提供する項目は以下のとおりとする。

- イ 災害対策本部の設置及び廃止
- ロ 避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の発令及び解除
- ハ 避難所の設置及び廃止、避難者数
- ニ 被害総括(三重県全体の被害集計)

(期間)

第3条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、平成27年6月1日から行うものとする。

(条件)

第4条 この覚書に定めるLアラートへの情報提供は、以下の各号に基づき行うものとする。

- 1 第2条に定める情報のうち、イ、ロ、ハについては、乙がシステムに入力したと同時に情報提供を行うものとする。
- 2 第2条に定める情報のうち、ニについては、乙がシステムに入力し、甲が集計を行った後に情報提供を行うものとする。
- 3 第2条に定める情報を乙が災害対応上の理由でシステムに入力できない場合、甲と乙が協議し、双方合意の上、甲が代行入力を行うものとする。
- 4 甲がシステムからLアラートへの情報提供が困難であると判断した場合、事前に乙へ通知をした上で、Lアラートへの情報提供を中止するものとする。

(協議)

第5条 この覚書に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この合意を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年5月14日

甲 津市広明町13番地
三重県

三重県知事 鈴木 英敬



乙 鳥羽市鳥羽3丁目1番1号
鳥羽市

鳥羽市長 木田 久主



協定-41 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定

鳥羽市（以下「甲」という。）と 花の小宿 重兵衛（以下「乙」という。）は、台風や地震等の災害時における帰宅困難者（高齢者・障害者等の要配慮者を含む。）に対する支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において台風や地震等が発生し、交通が途絶した場合において生じる帰宅困難者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、支援を要請することができる。

- 1 乙の施設において、帰宅困難者に対して、一時休憩所としての場所を提供する。
- 2 乙の施設において、帰宅困難者に対して、飲料水、トイレ等を提供する。
- 3 乙の施設において、帰宅困難者に対して、地図等による道路情報、テレビ・ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する。
- 4 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができる。

（実施の支援）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲に置いて、帰宅困難者に対する支援を実施するものとする。

ただし、前条第1項の支援に関しては、通信途絶等により要請行為が行えないことが想定されることから、乙は、積極的に帰宅困難者を支援するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 前条に規定する支援に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報交換を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 乙は、協定履行上知り得た秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、平成31年 4月 8日からその効力を有するものとし、甲、乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年 4月 8日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市長 中村欣一郎



乙

花の小宿 新栄衛
〒517-0032 三重県鳥羽市相差町1395
TEL 0599-33-6220



※ 同内容で協定締結している施設

- ①戸田家、②リゾートヒルズ豊浜、③鳥羽グランドホテル、④扇芳閣、
⑤鳥羽国際ホテル、⑥エクシブ鳥羽、⑦サン浦島、⑧鳥羽シーサイドホテル、
⑨和光、⑩ホテル芭薪萃、⑪胡蝶蘭

協定-42 災害時における避難行動要支援者(聴覚障がい者)の支援に関する協定書

三重県（以下、「甲」という。）と鳥羽市（以下、「乙」という。）とは、鳥羽市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

- 第1条 この協定は、災害時において、甲及び乙が協力して、支援を必要とする聴覚障がい者への支援を行うために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この協定に係る活動及び報告は、三重県聴覚障害者支援センター（以下、「センター」という。）が行う。

（定義）

- 第2条 この協定において、避難行動要支援者（聴覚障がい者）とは次に掲げる者をいう。
- (1) 聴覚1級から3級までの身体障害者手帳を交付されている者であつて、災害時の支援を受けるために自らの情報をセンターへ提供することに同意した者
- (2) 上記に掲げる者に準ずる状態にある者

（避難行動要支援者（聴覚障がい者）の情報提供及び支援要請）

- 第3条 乙は、センターに対し、平常時から前条第1項第1号に規定する避難行動要支援者台帳の写し（以下、「台帳」という。）を提供する。
- 2 支援の要請手続きは、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 3 センター及び乙は、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援を円滑に実施するため、連絡体制及び方法等について平常時から確認を行い、災害時に支障をきたさないよう備えるものとする。

（災害時の支援活動）

- 第4条 センターは、乙から前条に規定する要請があつたときは、乙の協力のもと、避難情報等の伝達、安否確認、避難所における避難生活上の支援及び支援物資の配布等の支援活動を行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、鳥羽市内で震度5強以上の地震が発生したとき又は乙が避難準備情報、避難勧告若しくは避難指示を発令したときは、乙からの要請の有無にかかわらず、センターは、台帳を活用し、対象者の安否確認や支援を行うことができる。

(経費の負担)

第5条 この協定に基づき、支援活動に要した経費は、乙が負担する。

2 前項の経費は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(経費の支払い)

第6条 支援活動に要した経費は、甲の請求により、乙が支払うものとする。

2 乙は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を甲に支払うものとする。

(災害時の活動報告)

第7条 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動に関し、人的被害や物的被害を把握したときは、ただちに乙へ連絡するものとする。

2 乙は、必要に応じて、センターに対し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の被害状況等を問い合わせることができる。

3 センターは、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援活動を終了したときは、速やかに乙へ支援活動報告書を提出するものとする。

(事故)

第8条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、事故が発生したときは、乙に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(第三者に対する責任)

第9条 センターは、乙からの要請に基づく支援活動に際し、センターの責に帰する事由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第10条 センターは、センターが派遣した者が、乙からの要請に基づく支援活動中に死亡又は負傷する場合を考慮し、災害ボランティア保険への加入を義務付け、災害補償について方策を講じるものとする。

2 前項における災害ボランティア保険の加入経費は、センターが負担するものとする。

(台帳の管理)

第11条 センターは、第4条に規定する支援活動及び支援活動を容易にするための日常生活において行う声かけ、相談等以外の目的で台帳を利用してはならない。

2 センターは、台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援する役割から離れた後も同様とする。

- 3 センターは、台帳を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理をしなければならない。
- 4 センターは、センター職員及び聴覚障がい者災害支援サポーター以外に台帳を使用させてはならない。

(平常時の協力体制)

第 12 条 センターは、平常時からセンターの広報等で避難行動要支援者登録制度を広く周知し、地域防災計画に基づく個別計画の作成時には、台帳を活用し、避難行動要支援者（聴覚障がい者）の同意を得て、必要な協力を行う。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 22 日

津市広明町 13 番地

甲 三重県
三重県知事 鈴木 英 敬

鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

乙 鳥羽市
鳥羽市長 木 田 久 主 一

協定-43 災害時における協力に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、被災者等の支援のために必要となる行政書士業務について、次のとおり協定を締結する。

（対象災害）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもの、及びそれと同程度の災害等で甲が乙の協力が必要であると認めたものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害の発生時等に、行政書士業務の必要性が生じたときは、第1号様式により乙に対して協力を要請するものとする。

ただし、緊急を要するときには、口頭又は電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務範囲）

第3条 甲の要請により乙及び乙の会員が行う業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に定める業務並びに法令等に基づき行政書士が行うことができる業務と同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災者支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（対応体制の整備等）

第4条 乙は、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合において、必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、前項の体制の確保に資するため、平時から、連絡体制、連絡方法、連絡手段及び業務責任者等を定め、業務に支障を来さないよう連絡調整に努めるものとする。

3 乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみにて対応困難なときは、甲乙協議のうえ、乙の関係団体等に支援を求めることができるものとする。

（訓練協力）

第5条 乙が甲の実施する訓練に参加を要請された場合は、必要により協議のうえ、これに協力するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条（1）に基づく業務にかかる費用について、被災者支援相談窓口の設置（業務場所）にかかる賃借料は、甲の負担とし、その他相談料、派遣費用等については乙の負担とする。

2 第3条(2)及び(3)に基づく業務にかかる費用については、原則として甲の負担とし、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 第3条に基づき業務に従事した者が、当該業務により負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の損害賠償は、「労働者災害補償保険法」(昭和22年法律第50号)により行うものとする。ただし、労働者災害補償保険法が適用されない場合は、甲乙協議のうえ、補償等の対応にあたるものとする。

2 乙又は乙の会員は、前項の事実が発生したときは、速やかに、その状況を書面により甲に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日前1ヶ月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更等について申し出がないときは、この協定は期間満了の翌日から起算して更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、この協定が履行される見込みがないと認めるとき、又は乙に災害支援の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、前条の有効期限にかかわらず、この協定を解除することができる。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年2月12日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号
鳥羽市
鳥羽市長

乙 三重県津市広明町328番地
三重県行政書士会

(第1号様式)

年 月 日

三重県行政書士会 御中

鳥羽市長

災害協力要請書

災害時における協力に関する協定書第2条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者 氏名・電話番号	所 属		職 名	
	氏 名		電話番号	
電話FAX等 による要請日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃			
要 請 内 容				
場 所				
期 間	年 月 日 ～ 年 月 日			
備 考				

協定-44(1) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

鳥羽市（以下「甲」という。）と三重交通株式会社（以下「乙」という。）と鳥羽シーサイドホテル株式会社（以下「丙」という。）は、鳥羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙及び丙に対して要請することができる。

施設名称	鳥羽シーサイドホテル		
所在地	三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地		
所有者	三重交通株式会社		
棟名等	望館	岬亭	汀館
構造等	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和 46 年、48 年	昭和 62 年	平成 8 年
避難所等総床面積	10,659.18 m ²	6,828.50 m ²	19,763.24 m ²
収容可能面積	7,461.42 m ² (総床面積×0.7)	4,779.95 m ² (総床面積×0.7)	13,834.26 m ² (総床面積×0.7)
収容人数	3,730 人 (2 m ² /人)	2,389 人 (2 m ² /人)	6,917 人 (2 m ² /人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(要請への対応)

第4条 乙及び丙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙及び丙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙及び丙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、丙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙丙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、丙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙丙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙又は丙の責めに期すべき事由による事故等については、乙又は丙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙及び丙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第 11 条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙丙は事前に連絡責任者及び連絡担当者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙丙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、丙が使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第 12 条 乙及び丙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第 13 条 甲は、乙又は丙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙又は丙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第 14 条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して 10 年間とする。ただし、有効期間満了の 1 月前までに、甲乙丙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して 1 年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

この協定は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 28 年 5 月 1 日

甲 三重県鳥羽市鳥羽 3 丁目 1 番 1 号
鳥羽市
鳥羽市長 木田 久主一

乙 三重県津市中央 1 番 1 号
三重交通株式会社
取締役社長 雲井 敬

丙 三重県鳥羽市安楽島町 1084 番地
鳥羽シーサイドホテル株式会社
取締役社長 伊比 昌弘

別表

風水害等避難所（生活）の指定基準

基本事項と指定基準
1 基本事項 (1) 原則、学校・体育館等の大規模人員を収容できる施設とする。 (2) 原則、配給物資を市が直接運搬する。 (3) 市が開設するが、職員が派遣できない場合もある。 (4) 近隣に指定避難所がない地域は、実情に応じ小規模であっても避難所として指定する。 (5) 指定する際には施設の何階以上と位置を指定する。（例：〇〇小学校校舎2階以上） (6) 自治会が主体で運営する。ただし、民間施設が避難所の場合は協定締結団体主体で運営する。 2 指定基準 (1) 耐震構造（新耐震設計または構造耐震指標が0.6以上）の建築物とする。 (2) 耐火・準耐火建築物とする。 (3) 各種災害（地震、津波、洪水、土砂）に対して安全を確保できる施設とする。 (4) 一定以上の避難者収容（収容人員が100人以上（有効避難面積が250㎡以上））が可能な施設とする。 (5) 洪水浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。 (6) 堤防決壊等の二次災害の危険性がある施設は、避難所に指定しない。 (7) 洪水により避難所の周囲が浸水する施設は、2階以上を指定し1階は指定しない。 (8) 津波浸水想定区域内においては、想定浸水深以上の高さへ避難できる施設とする。 ただし、津波浸水想定区域内にある学校の体育館は、津波避難場所（同一敷地内の校舎）があることを前提に、指定避難所として指定する。 (9) 人員・物資の輸送用車両の乗り入れ可能な道路（3.5m以上）に面するとともに、幾通りかのルートが確保できる施設が望ましい。 (10) 平成27年度以降に民間施設を指定する場合は以下の基準をすべて満たす施設とする。ただし、その孤立想定地域内※に避難所が確保できない場合は、以下の基準を満たさない場合でも指定することができる。 ① 建築物の耐震改修の促進に関する法律の要緊急安全確認大規模建築物に該当する施設であること ② 市と協定を締結した施設であること ③ 民間施設（協定締結団体）主体で避難所運営ができる施設であること ④ 非常用電源設備を有する施設であること ⑤ 複数の居室及びトイレ（災害時に使用できる可能性の高いもの）を避難者に提供できる施設であること ⑥ 貯水タンクを有する施設であること ⑦ 避難者にテレビ・ラジオ等で情報提供ができる施設であること ⑧ 10年以上避難所として活用できる施設であること ※鳥羽市は大規模震災時に17の地域に分断され孤立すると想定されている。孤立想定地域とはその地域のことを言う。

※22-44(1)(2)(3)共通

協定-44(2) 災害時における避難所等施設利用等に関する協定書

烏羽市（以下「甲」という。）と株式会社 戸田家（以下「乙」という。）は、烏羽市内に発生した地震その他による災害（以下単に「災害」という。）時において、避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）としての施設利用等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲が乙の所有する施設の一部を、避難所等として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所等の定義）

第2条 甲が定める避難所等とは、災害が発生した場合またその恐れのある場合に一時的な避難を行う施設等であるとともに、災害に被害を受けた家が全半壊、全半壊等した場合に、当該避難者が一定期間避難生活を送るための施設をいう。

2 甲が定める避難所等は、市内の避難者のみを収容するものではなく、県内外の広域的な避難者（観光客等の帰宅困難者を含む。）を収容するものでなければならない。

3 その他、別表の基準を満たす施設でなければならない。

（利用要請）

第3条 甲は、災害時において次に掲げる施設を避難所等として利用する必要があると認めるときは、乙に対して要請することができる。

施設名称	戸田家	
所在地	三重県烏羽市烏羽一丁目24-26	
所有者	株式会社 戸田家	
棟名等	南館 (第一新館、第二新館、第三新館)	嬉春亭
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造 一部 鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
建築年	昭和42年	平成3年
避難所等総床面積	12,565.62㎡	14,150.81㎡
収容可能面積	8,795.93㎡ (総床面積×0.7)	9,905.56㎡ (総床面積×0.7)
収容人数	4,397人 (2㎡/人)	4,952人 (2㎡/人)

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書による手続きを行うものとする。

（要請への対応）

第4条 乙は、前条の規定に基づき甲から要請を受けたときは、対応結果等を文書で甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに

文書による手続きを行うものとする。

(避難所等の開設、運営)

第5条 乙は、緊急に避難する災害が発生した場合またその恐れのある場合は、甲の要請を待たず、避難所等を開設することができる。

2 甲は、乙が前条により施設の利用について受理した場合は、直ちに避難所等を開設する。

3 避難所等の運営については、乙の職員等が行うものとする。

(収容期間)

第6条 避難者の避難所等への収容期間は、災害発生後から、避難者の応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間で甲が指定した期間とし、3か月を限度とする。ただし、必要に応じて、甲乙協議の上、3か月を限度に当該期間を延長できるものとする。

(避難所等解消への努力)

第7条 甲は、乙が通常の業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所等の早期解消に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき、甲が避難所等として乙の所有する施設を利用した場合の利用料は、甲乙協議して決定するものとする。

(避難時の事故等にかかる責任)

第9条 施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任については、原則、甲が負うものとする。ただし、乙の責めに期すべき事由による事故等については、乙が責任を負うものとする。

(利用の終了)

第10条 甲は、周囲の状況から避難所等の利用の必要がないと判断できたときには、速やかに利用を終了するものとする。

2 甲は、避難所等の利用を終了する際は、乙に文書により報告するものとする。

(連絡体制の確立)

第11条 協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙は事前に連絡責任者及び連絡担当者(以下「連絡責任者等」という。)を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

3 乙は、使用する施設の増改築等により、当該施設の面積等に変更が生じる場合は、甲に文書で報告するものとする。

(避難所の機能向上への努力)

第12条 乙は、施設の避難所としての機能が向上するよう、施設管理や職員指導等に努めるものとする。

(訓練等協力要請)

第13条 甲は、乙に対して、防災訓練又は防災研修等への参加並びに防災意識啓発活動への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による要請に対して可能な限り応じるものとする。

(実施細目)

第14条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施細目として別に定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の締結期間は、協定締結の日から起算して10年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定は、平成31年2月25日から施行する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成31年2月25日

甲 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市

鳥羽市長

中村欣一郎



乙 三重県鳥羽市鳥羽一丁目24-26

株式会社 戸田家

代表取締役

戸田順三郎

